

委員会録

- 名 称 予算特別委員会（1日目）
- 日 時 平成30年3月12日午前9時30分から至午後4時24分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田泰正 副委員長 竹内きみ代
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 勇 副議長 岡田 泰正
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

平成30年度和東町予算特別委員会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。今日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまです。

議長から報告いたします。

先日開催されました議会運営委員会の中で、予算特別委員会において、行政からの予算の説明に時間がかかるということで、この件について、協議されました。結果、従来どおり説明していただくことになりましたが、簡単明瞭に説明いただきますようよろしく願いいたします。

それでは、初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第9条の規定によりまして、年長の竹内きみ代委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代します。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、岡田泰正委員を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、岡田泰正委員が委員長に当選されましたので、この場から告知いたします。

ただいま委員長に当選されました岡田泰正委員に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○1番（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまは予算特別委員会の委員長として皆様方のご推挙をいただきまして、就任をさせていただきました。厚く御礼を申し上げるとともに、身が引き締まる思いをいたしておるところでございます。

公正公平はもちろんのこと、スピード感を持って質疑・審議に当たらせていただきたい、このように感じておるところでございます。

もとより、予算委員会に付託されました案件は、地方創生、そして未来の和東の活性化のために足りる予算構成がされているのかというようなところを十分ご審議いただきたいと思います。

各委員の皆様方の活発なる質疑を期待いたしておるところでございます。

なお、理事者の皆様方におかれましても、丁寧な説明をご期待申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上をもちまして、予算特別委員長の就任のご挨拶にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

委員長と交代いたします。

○委員長（岡田泰正君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に竹内きみ代委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、竹内きみ代委員が副委員長に当選されました。

竹内きみ代委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第1号から議案第7号まで、平成30年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみとし、議長からも報告がありましたとおり、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明願います。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

2日間よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、平成30年度当初予算の概要と主要事項説明書、資料No.1に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

1ページをごらんいただきたいと思います。

会計別予算の総括、単位は千円、パーセントとなっております。

一般会計でございます。

平成30年度の予算につきましては30億8,200万円、29年度が30億1,950万円の比較増減で6,250万円、2.1%の伸びとなっております。

主な内容につきましては、町史の編さん事業に係る費用としまして1,836万1,000円、また防災計画の見直しに671万8,000円、空き家改修助成の拡張に810万円、同じく、医療の無料化の拡充に関しまして804万円となっております。次に、特別会計でございます。

19億6,835万円、29年度が21億5,716万円、マイナスの1億8,881万円となっております。全体でマイナスの8.8%の減額となっております。

会計別に見ますと、湯船財産区特別会計515万円、29年度が868万円ですので、マイナス353万円の減額となっております。率としまして、マイナスの40.7%。これにつきましては、人件費の減でございます。

国民健康保険特別会計でございます。7億6,710万円、29年度が9億510万円で、マイナスの1億3,800万円、マイナスの15.2%となっております。

事業勘定でございます。6億6,210万円、29年度が8億550万円で、マイナスの1億4,340万円、マイナスの17.8%でございます。新制度移行に伴うマイナスとなっております。

あと、直診勘定のほうにつきましては1億500万円、29年度は9,960万円、540万円の増ということで、これにつきましては、居宅介護サービスの人件費を特別会計に移しております。それによる増でございます。

簡易水道特別会計につきましては2億8,830万円、29年度が3億8,618万円ということで、マイナスの9,788万円でございます。マイナスの25.3%ということで、事業の減によるものでございます。

下水道事業特別会計につきましては2億2,250万円、29年度が2億1,560万円の690万円の増となっております。これは3.2%の増ということで、修繕費でございます。

あと、介護保険特別会計でございます。6億1,930万円、29年度が5億7,780万円、4,150万円の増ということで、7.2%の増額となっております。

保険事業勘定におきましては6億1,130万円、5億7,250万円、3,880万円の増ということで、6.8%、給付費の増額でございます。

あと、サービス勘定につきましては800万円、29年度が530万円で、270万円の増ということで、50.9%、これも人件費でございます。

あと、後期高齢者医療特別会計でございます。6,600万円、29年度が6,380万円、220万円の増ということで、3.4%の伸びでございます。給付費の伸びでございます。

総額で30年度の予算、一般会計・特別会計含めまして50億5,035万円、29年度が51億7,666万円、マイナスの1億2,631万円、マイナスの2.4%の減となっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思えます。

一般会計の歳入の内訳でございます。

同じく、単位は千円で、パーセントとなっております。

主なもののみ、特徴のあるもののみ説明させていただきます。

1款町税でございます。3億6,949万9,000円、29年度につきましては3億6,895万円ということで、ほぼ同額の、伸び率としましては0.1%となっております。

少し飛ばさせていただきます、10款地方交付税でございます。15億5,323万2,000円、29年度は15億2,302万5,000円、3,020万7,000円、2.0%の伸びとなっております。

これにつきましては、29年度は骨格予算でございます、当初からは95%で抑えて組んでおります。ことしにつきましては98%の全体予算で組んでおりますので、3,020万7,000円の伸びという形になっております。

14款国庫支出金でございます。2億5,384万9,000円、29年度が2億4,239万4,000円、4.7%の伸びとなっております。

これにつきましては、事業でございます。

府支出金につきましても同じでございます。

18款繰入金でございます。1億6,011万5,000円、29年度が1億2,148万1,000円、3,863万4,000円、31.8%の伸びとなっております。

これにつきましては、台帳を繰り入れております。ことしは9,409万8,000円入れております。その関係の伸びでございます。

21款町債でございます。2億9,500万円、前年度が3億2,700万円、減の3,200万円、マイナスの9.8%の減となっております。

これにつきましては、29年度は和東小学校の空調関係の行いましたその関係の起債が充たっておりまして、ことしはもう終わりましたので、全体的には、ほかにも工事は行いますけれども、3,200万円の減となっております。

歳入合計で、30年度につきましては30億8,200万円、29年度につきましては30億1,950万円、全体で6,250万円の2.1%の伸びとなっております。

続きまして、3ページの歳出でございます。

2款総務費でございます。5億5,056万8,000円、29年度が5億1,411万9,000円、4,914万9,000円、9.8%の伸びとなっております。

これにつきましては、スマートワーク・イン・レジデンス事業、空き家対策、地籍調査等が主な内容となっております。

民生費でございます。6億7,831万4,000円、29年度が7億726万円でございます。マイナスの2,894万6,000円、マイナスの4.1%の減となっております。

これにつきましては、29年度はエンジェル基金1,650万円積んでおりますので、その分がなくなっておりますので、その関係の減となっております。

次に、8款消防費でございます。2億1,618万7,000円、29年度が1億8,785万9,000円、2,832万8,000円、15.1%の伸びとなっております。

これにつきましては、地域防災計画並びに防火水槽の建設、またマンホールトイレの設計等が入っております、それによる事業費の増でございます。

次に、11款公債費でございます。4億68万8,000円、29年度が3億8,880万8,000円、1,188万円、3.1%の伸びとなっております。

これにつきましては、30年度から防災行政無線の元金が始まります。これは過疎債が出ておまして、3年間据え置きをしております。30年度から元金が発生します。その関係の伸びでございます。

歳出につきましては、歳入と同額でございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。

これにつきましては、性質別の歳出の内容でございます。

同じく単位を千円、パーセントでございます。

先ほども触れておりますけれども、特徴あるのが8款公債費でございます。4億68万8,000円、29年度が3億8,880万8,000円ということで、1,188万円、3.1%の伸びとなっております。

これにつきましては、防災行政無線の元利が発生していることによるものでございます。

9款積立金でございます。ことしにつきましては35万円、前年度が1,731万7,000円、マイナスの1,696万7,000円、マイナスの98%、これがエンジェル基金の関係の減でございます。

次に、12款繰出金でございます。30年度につきましては3億8,123万8,000円、29年度が3億6,807万8,000円、1,316万円、3.6%の伸びとなっております。

これにつきましては、各特別会計の繰出金がふえてきております。

歳出合計につきましては、同額でございます。

5ページにつきましては、当初予算の推移を示しております。26年度から30年度までの5カ年の推移でございます。また、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、6ページをよろしくお願ひいたします。

3. 一般会計の主要事項説明書でございます。

事項と予算額と主なものをご紹介させていただきたいと思ひます。

和東を担う次世代の人づくり協働プログラム、これにつきましては4億5,311万9,000円を計上しております。

まず、子育て支援でございます。1億8,430万6,000円計上しております。

中身としましては、主なものは保育所の運営事業費で9,776万4,000円、また、児童手当の給付事業で4,018万1,000円、福祉医療母子・乳幼児の事業で1,679万3,000円、ここに医療の拡充ということで高校生の分を132万円、ここに入っております。

新しいものでは、下から2番目、子ども・子育て支援事業計画策定事業に191万2,000円、これは新規でございますので、載せております。

次に、7ページでございます。

学校教育、社会教育、スポーツ、歴史、文化で2億6,261万円2,000円を計上しております。

主なものとしましては、相楽東部広域連合負担金でございます。2億5,592万8,000円、この中には給食費の無料化に952万1,000円を計上してあります。また、トイレの改修に6,911万7,000円、また町史の編さんで1,836万1,000円を計上させていただいております。それと、修学旅行の無料化264万5,000円をこの中に入っております。

次に、交流でございます。620万1,000円。主なものとしましては、活性化

対策事業で381万6,000円、体験交流センターの管理事業で238万5,000円を計上しております。

次に、住民が支えあう安心と信頼の協働プログラムでございます。これにつきましては4億7,884万3,000円計上しております。

まず、人権尊重の関係で3,003万8,000円。主なものとしましては、人権ふれあいセンターの運営事業に2,007万円、また、いきいきこども館の運営事業費としまして858万6,000円計上しております。

めくっていただきまして、次に、8ページでございます。

保健医療の関係でございます。ここには1億1,494万3,000円計上させていただいております。

主なものとしましては、国民健康保険特別会計の事業勘定の繰出金でございます。4,463万円、また山城病院組合の負担金で2,941万4,000円、国民健康保険特別会計の直診勘定の繰出金で2,270万円を計上しております。

次に、高齢者・障害者の支援でございます。3億451万5,000円計上しております。

主なものとしましては、障害者自立支援給付事業として8,499万1,000円、また介護保険特別会計の保険事業勘定の繰出金としまして8,471万7,000円、後期高齢者医療給付事業としまして5,738万5,000円計上しております。

次に、9ページでございます。

地域福祉でございます。2,428万7,000円計上しております。

主なものとしましては、社協の職員の設置事業で1,754万4,000円計上しております。

めくっていただきまして、次に、地域安全でございます。506万円計上しております。交通安全対策事業で同額の506万円計上させていただいております。

次に、安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムでございます。3億360

万7,000円計上しております。

主なものとしましては、まず道路2億2,899万7,000円計上しております。町道舗装維持管理事業で8,122万円、また町道の拡幅改良事業で6,229万1,000円、社会資本整備総合交付金事業で4,025万円、橋りょう長寿命化修繕事業で3,517万円計上しております。

11ページにことしの新規としまして地籍調査事業500万円、これは新規事業でございます。計上させていただいております。

次に、公共交通でございます。3,851万8,000円計上しております。

路線バス対策事業で3,500万円、また地域でつくり支える公共システム事業で338万1,000円計上させていただいております。

次に、住宅でございます。3,209万2,000円でございます。

主なものとしましては共同浴場運営事業で1,285万4,000円、また住宅管理事業で1,113万8,000円、次が新規でございます。

移住促進住宅整備事業、これにつきましては単独の拡充分も含めまして830万円計上させていただいております。

次に、めくっていただきまして、公園の緑地関係でございます。400万円。和東運動公園美化事業で400万円そのまま計上させていただいております。

次に、自然を守り暮らし協働プログラムでございます。5億8,775万9,000円でございます。

まず、防災でございます。2億1,873万5,000円計上しております。

主なものとしては、相楽中部消防組合の負担金で1億5,408万円、また非常備の消防費で2,909万2,000円でございます。

次に、新規でございます。地域防災計画策定防災マップの作成事業871万8,000円、これは新規でございます。

また、次に、防火水槽設置事業、これも新規でございます。800万円。

マンホールトイレ設置設計事業 533万6,000円、これも新規でございます。

もう一つは、体験交流センター耐震事業をことし予定しております。415万円、これも新規でございます。

次に、13ページ。

Jアラート機器の更新、これも新規で270万円計上させていただいております。

次に、上下水道事業でございます。2億343万4,000円でございます。

下水道事業特別会計繰出金で1億5,123万円、また簡易水道事業特別会計繰出金で4,818万1,000円組んでおります。

森林保全治山治水でございます。970万4,000円でございます。

主なものとしましては、松くい虫防除事業で385万8,000円、また野生鳥獣被害対策事業で303万2,000円、森林組合助成事業で200万円でございます。

めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

環境循環資源エネルギーで1億5,588万6,000円組んでおります。

主なものとしましては、じん芥処理費で1億2,141万2,000円、また、し尿処理のほうで3,185万6,000円組んでおります。主なものでございます。

次に、和東ブランドを高める協働プログラムでございます。9,347万4,000円組んでおります。

農林業費のほうで3,005万6,000円。

主なものとしましては、青年就労給付金給付事業でございます。それに976万1,000円、共同製茶省力化推進事業に487万9,000円、中山間地域等直接支払交付金事業に457万円、農業委員会設置事業に404万6,000円、これが主なものでございます。

次に、商工業でございます。1,582万5,000円。

主なものとしましては、雇用促進事業に1,082万5,000円、また商工会助成で500万円組ませていただいております。

次に、交流産業でございます。2,877万円でございます。

主なものとしましては、広域観光推進事業に970万1,000円、また湯船森林公園管理事業に407万1,000円組んでおります。これが主なものでございます。

次に、めくっていただきまして、観光案内所管理運営事業に516万円。

マウンテンバイクグラウンド維持管理事業に456万円、これが主な内容となっております。

次に、新たな産業の創出でございます。1,882万3,000円でございます。

主なものとしましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業に1,032万3,000円を組んでおります。これが4月から実施します新規でございます。

スマートワーク・イン・レジデンス事業で700万円組ませていただいております。

次に、住民・事業者・行政が共に進める協働プログラムでございます。1億6,656万3,000円組んでおります。

主なものとしましては、住民参画のまちづくりに1,474万6,000円でございます。中身としましては、地域おこし協力隊まちづくり事業に1,063万6,000円、茶源郷まつりに250万円、それと新規でございます。移住・交流目的施設改修事業ということで、これは学生との交流を深めていこうということで、その家の改修の関係で100万円組ませていただいております。

情報公開でございます。1,404万9,000円。

主なものとしましては、茶源郷行政情報発信事業に737万4,000円、文書広報費で667万5,000円、それと、行財政、また地域経営で1億738万2,000円組んでおります。主なものとしましては、地方債繰上償還でございます。5,441万6,000円組ませていただいております。

めくっていただきまして、もう1点は電子計算費で3,617万2,000円組ませていただいております。これが主な内容となっております。

次に、最後ですけれども、広域行政3,038万6,000円組んでおります。

主なものとしましては、相楽東部広域連合負担金で、これは総務と民生費でございます、1,930万円。それと、京都地方税機構負担金でございます。601万7,000円でございます。

以上、私のほうから主要事項説明とさせていただきます。

この後、各課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、議案第1号、平成30年度和東町一般会計予算及び議案第2号、平成30年度和東町湯船財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願い申し上げます。

議案第1号

平成30年度和東町一般会計予算

平成30年度和東町一般会計は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最

高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

平成30年3月8日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページから第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款町税、3億6,949万9,000円。

2 款地方譲与税、2,733万9,000円。

3 款利子割交付金、75万円。

4 款配当割交付金、248万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、252万円。

6 款地方消費税交付金、6,288万1,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1,030万2,000円。

8 款自動車取得税交付金、1,096万4,000円。

9 款地方特例交付金、47万9,000円。

10 款地方交付税、15億5,323万2,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、20万円。

12 款分担金及び負担金、7,408万2,000円。

13 款使用料及び手数料、2,987万5,000円。

14 款国庫支出金、2億5,384万9,000円。

15 款府支出金、1億8,701万3,000円。

16 款財産収入、45万7,000円。

17 款寄附金、1,000円。

18 款繰入金、1億6,011万5,000円。

19 款繰越金、500万円。

次のページでございます。

20 款諸収入、3,596万円。

21 款町債、2億9,500万円。

歳入合計が30億8,200万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、5,520万4,000円。

2 款総務費、5億5,056万8,000円。

3 款民生費、6億7,831万4,000円。

4 款衛生費、4億5,860万2,000円。

5 款農林業費、1億2,371万8,000円。

6 款商工費、5,425万3,000円。

7 款土木費、2億7,501万3,000円。

次のページでございます。

8 款消防費、2億1,618万7,000円。

9 款教育費、2億5,592万8,000円。

10 款災害復旧費、851万5,000円。

11 款公債費、4億68万8,000円でございます。

12 款諸支出金、1万円。

13 款予備費、500万円。

歳出合計は歳入と同額の30億8,200万円でございます。

第2表の地方債でございます。

まず、起債の目的、路線バス維持管理事業（過疎対策）でございます。限度額が3,500万円。証書借入又は証券発行。利率は年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）でございます。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的と限度額のみ申し上げます。

門前橋整備事業（過疎対策）、1,440万円、道路拡幅改良事業（過疎対策）2,170万円、橋りょう補修事業（過疎対策）1,260万円、道路舗装維持管理事業（過疎対策）2,930万円、小型ポンプ付積載車軽自動車事業（緊急防災・減災事業）600万円、J-A-L-E-R-T更新事業（緊急・防災減災事業）270万円、防火水槽設置事業（緊急・防災減災事業）で800万円。

次のページでございます。

マンホールトイレ整備事業（緊急・防災減災事業）530万円、相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業（過疎対策）3,630万円、相楽東部広域連合中学校トイレ改修事業（過疎対策）3,270万円、相楽東部広域連合給食設備整備事業（過疎対策）770万円、災害復旧事業240万円、臨時財政対策債8,090万円、計2億9,500万円でございます。

続きまして、資料No.1の事項別明細書によりご説明申し上げます。

総括を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人で1億4,013万4,000円でございます。

主なものが1節現年課税分で1億3,713万4,000円でございます。内訳として、均等割で600万2,000円、所得割で1億3,113万2,000円でございます。

同款、同項、2目法人で1,330万円でございます。

1節現年課税分でございます。内訳として均等割が930万円、法人税割が400万円でございます。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税で1億7,903万2,000円でございます。

主なものが1節現年課税分で1億7,503万2,000円。内訳として、土地で5,314万9,000円、家屋で7,104万5,000円、焼却資産で5,083万8,000円でございます。

1款町税、3項軽自動車税、1目軽自動車税で1,882万7,000円でございます。

主なものが1節現年課税分で1,852万7,000円でございます。

1款町税、4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税で1,820万6,000円でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税で1,960万2,000円でございます。

飛ばさせていただきまして次のページでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で6,288万1,000円でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金で1,030万2,000円でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金で1,096万4,000円を計上しております。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税で15 億5,323 万2,000 円を見込んでおります。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金で5,915 万7,000 円でございます。

1 節総務管理費負担金でございまして、相楽東部広域連合職員の人件費負担金で5,381 万3,000 円、京都地方税機構派遣職員の人件費負担金で534 万4,000 円を見込んでおります。

同款、同項、2 目民生費負担金で1,425 万円でございます。

2 節児童福祉費負担金でございまして、保育料で1,140 万円、次のページでございます。学童保育所保育料、児童クラブ分として268 万8,000 円を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料で1,040 万3,000 円でございます。

主なものが2 節住宅使用料で791 万4,000 円、そのうち町営住宅の使用料が700 万円ということでございます。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、3 目衛生手数料で1,135 万4,000 円でございます。

主なものが2 節清掃手数料で1,123 万円でございます。これはし尿券売捌手数料でございます。

次のページをお願いします。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金で7,853 万7,000 円でございます。

1 節社会福祉費負担金で5,117 万3,000 円、そのうち主なものが国保基盤安定負担金が614 万、障害者自立支援給付費負担金で4,273 万円となっております。

そして、54節児童手当国庫負担金で2,736万4,000円でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で1,270万円でございます。

1節総務管理費補助金でございます。このうち地方創生推進交付金の総額が980万円でございます。あと、社会資本総合交付金、地籍事業分で250万円を見込んでおります。

同款、同項、4目土木費国庫補助金で1億3,780万8,000円でございます。

3節道路橋りょう費補助金でございます。橋りょう長寿命化修繕計画補助金で2,233万円、社会資本整備総合交付金、道路分で1億1,547万8,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金6,353万3,000円でございます。

主なものが1節社会福祉負担金で4,268万9,000円、そのうち国保基盤安定負担金で2,017万3,000円、障害者自立支援給付費負担金で2,136万5,000円を計上しております。

それと、3節老人福祉費負担金で1,448万6,000円でございます。これは後期高齢者医療保険基盤安定負担金の拠出金でございます。

15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金で1,926万3,000円でございます。

主なものが1節総務管理費補助金で1,921万6,000円を見込んでおります。そのうち未来づくり交付金の総額で945万6,000円、体制づくり交付金が361万円、それとあとスマートワーク・イン・レジデンス事業交付金で300万円を見込んでおります。

同款、同項、2目民生費府補助金で4,123万5,000円でございます。

主なものが1節社会福祉費補助金で2,516万3,000円、そのうち老人医療給付で680万円、次のページお願いします。重度身心障害者老人健康管理事業費負担金で319万9,000円でございます。あと、福祉医療の障害者分で459万7,000円、隣保館運営等事業費補助金が677万1,000円でございます。

それと、2節児童福祉費補助金で1,607万2,000円でございます。京都府の未来づくり及び体制づくり交付金の総額が570万5,000円、子ども・子育て支援交付金が447万7,000円、福祉医療の母子・乳児合わせて426万円を計上しております。

同款、同項、4目の農林業費府補助金で2,912万1,000円でございます。

主なものとして1節農業費補助金で2,337万8,000円でございます。そのうち中山間地域等直接支払交付金事業補助金が332万7,000円、次のページでございます。共同製茶等省力化推進事業補助金が443万5,000円、青年の就農給付金が975万円となっております。

15款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金で1,042万9,000円でございます。

主なものが1節徴税費委託金で573万円。個人府民税取扱委託金でございます。

3節選挙費委託金で437万3,000円。これは京都府知事選挙の委託金でございます。

次のページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で9,409万9,000円でございます。

それと、同款、同項、2目減災基金繰入金で5,441万6,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入で3,185万7,000円でございます。

主なものが2節雑入で2,715万7,000円見込んでおります。そのうちごみ袋代で402万5,000円、京都府市町村振興協会の市町村等交付金で473万5,000円、それと次のページでございます。雇用促進協議会の事務費負担金で1,082万5,000円を見込んでおります。

21款町債、1項町債、1目総務債で3,500万円でございます。

1節総務管理債ということで、これは過疎対策事業の路線バス維持管理分でございます。

同款、同項、4目土木債で7,800万円でございます。

1節道路橋りょう債でございます。全て過疎対策事業でございます。門前橋整備で1,440万円、道路拡幅改良事業で2,170万円、橋りょう補修事業で1,260万円、舗装維持管理事業で2,930万円でございます。

同款、同項、5目教育債で7,670万円でございます。

1節教育総務債でございます。これにつきましては、全て過疎対策事業債でございます。小学校トイレ改修で3,630万円、中学校トイレ改修で3,270万円、給食設備事業で770万円でございます。

同款、同項、6目消防債で2,200万円でございます。

1節消防債でございます。全て緊急防災・減災事業でございます。

小型ポンプ付積載車では600万円、J-ALERTが270万円、防火水槽が800万円、マンホールトイレが530万円となっております。

同款、同項、8目臨時財政対策債で8,090万円でございます。

臨時財政対策債でございます。

以上が歳入でございます。

○委員長（岡田泰正君）

説明の途中ですが、ただいまから午前10時35分まで休憩いたします。

休憩（午前10時24分～午後10時35分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き説明を続けます。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、歳出のほうに移らせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 5,520 万 4,000 円でございます。

主なものは人件費でございます。

2 項総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 億 4,880 万 8,000 円でございます。

主なものは人件費と、おめくりいただきまして、11 節授与需用費 1,271 万 7,000 円、そのうち光熱水費で 776 万円を計上しております。

それと、次のページでございます。13 節委託料 2,487 万 9,000 円、定期清掃宿日直業務委託料で 452 万 5,000 円でございます。電算ネットワーク補修委託料、電算システムサポート委託料を合わせまして 1,079 万 2,000 円を計上しております。

それと、おめくりいただきまして、18 節備品購入費 795 万 5,000 円でございます。

これにつきましては、電算システム機器等ライセンスの購入でございます。

19 節負担金補助及び交付金で 3,343 万 6,000 円でございます。

そのうち京都町村会情報センター負担金 1,252 万 9,000 円。

電算システムに係るものでございます。

相楽東部広域連合負担金 1,899 万 2,000 円。

人件費と電算システム等に係る経費でございます。

同款、同項、2 目企画費で 4,667 万 9,000 円でございます。

そのうち主なものは 7 節賃金で 597 万 6,000 円でございます。これにつきましては地域おこし協力隊員 3 名分の賃金でございます。

次のページでございます。

13節委託料で1,267万円でございます。そのうち地域おこし協力隊まちづくり事業委託金で240万円、スマートワーク・イン・レジデンス事業委託料で500万円、湯船地区にぎわいづくり事業新製品開発業務委託料が200万円、移住・定住パンフレット作成で100万円、湯船地区にぎわいづくり事業のパンフレット作成委託料で200万円を計上しております。

それと、19節負担金補助及び交付金で2,042万5,000円でございます。主なものとして、和束町地域力推進協議会負担金で521万円、茶源郷まつり補助金が250万円、移住促進住宅整備事業補助金が810万円、湯船活性化推進補助金が300万円でございます。

次のページをお願いします。

同款、同項、3目文書広報費で1,404万9,000円でございます。

主なものが人件費と14節使用料及び賃借料で384万円でございます。これは茶源郷行政情報配信システムのサーバー使用料でございます。

同款、同項、4目活性化対策費で1,435万1,000円でございます。

主なものが11節需用費で449万5,000円、そのうち光熱水費で425万円でございます。これは体験交流センターや運動公園等に係る分でございます。

それと、13節委託料で955万円でございます。主なものとして次のページでございます。和束運動公園美化事業委託料で400万円、体験交流センターに係る耐震診断調査委託料は415万円となっております。

次のページをお願いします。

同款、同項、12目交通対策費で3,869万1,000円でございます。

主なものとして19節負担金補助及び交付金で3,851万8,000円、そのうち路線バス運行費補助金で3,500万円、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会負担金で338万円1,000円、これは相楽東部の3町村広域バスの運行に係る

負担金でございます。

次のページをお願いします。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費。

主なものが人件費と19 節負担金補助及び交付金で6 1 4 万 4, 0 0 0 円でございます。そのうち京都地方税機構負担金で6 0 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

次のページをお願い申し上げます。

2 款総務費、3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費につきましては1, 2 6 9 万円でございます。

主なものは人件費でございます。

ちょっと飛ばさせていただきまして、4 7 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で2 億 3, 8 8 0 万 4, 0 0 0 円でございます。

主なものは人件費と、ちょっと飛ばさせていただきます。5 2 ページでございます。負担金補助及び交付金で2, 2 4 1 万 2, 0 0 0 円でございます。そのうち社協職員の設置補助金1, 7 5 4 万 4, 0 0 0 円、これは3 名分でございます。それと、2 0 節扶助費1 億 6 8 6 万 4, 0 0 0 円でございます。福祉医療の障害で9 5 4 万円、重度身心障害者老人健康管理で6 3 6 万円、障害者自立支援で8, 4 4 6 万を計上しております。

次のページでございます。

2 8 節繰出金で4, 4 6 3 万円、これは国保基盤安定等の繰出金でございます。

同款、同項、3 目老人福祉費で1 億 9, 7 6 6 万 9, 0 0 0 円でございます。

主なものが1 3 節委託料で5 3 5 万円。そのうち高齢者介護予防等支援事業委託料で4 0 3 万円。

それと、1 9 節負担金補助及び交付金で6, 2 8 5 万 8, 0 0 0 円でございます。そのうち後期高齢者療養給付費負担金で5, 7 3 4 万 6, 0 0 0 円でございます。

次のページでございます。

20節扶助費で1,207万3,000円、老人医療で1,020万円、老人福祉施設措置費で180万円でございます。

18節繰出金で1億1,488万4,000円でございます。内訳といたしまして、介護保険事業の事業勘定への繰り出しが8,471万7,000円、同じく、介護保険のサービス勘定が471万1,000円、後期高齢者医療特別会計の繰り出しが2,505万6,000円となっております。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費で2,007万円でございます。

主なものは人件費でございます。

ちょっと飛ばさせていただきます、59ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で7,181万1,000円でございます。

主なものは人件費と次のページでございます。13節委託料で821万7,000円、そのうちバス運行业務委託が570万2,000円、子ども・子育て支援事業計画策定委託料が191万2,000円でございます。

それと、20節扶助費で5,634万円でございます。そのうち乳児福祉医療が1,308万円、児童手当で4,008万円を計上しております。

同款、同項、3目保育所費で9,776万4,000円でございます。

主なものが人件費と次のページでございます。

11節需用費で1,321万2,000円でございます。消耗品費で226万2,000円、光熱水費で233万4,000円、賄い材料費で798万4,000円でございます。

次、67ページをお願いします。

同款、同項、6目子育て支援事業費で1,517万2,000円でございます。

主なものは人件費でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費で6,466 万円を計上しております。

主なものは人件費と次のページでございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で3,129 万6,000 円。そのうち山城病院組合の負担金が2,941 万4,000 円でございます。

それと、2 8 節繰出金で2,270 万円、これは国保直診勘定への繰出金でございます。

同款、同項、2 目予防費で1,819 万9,000 円でございます。

主なものが1 3 節委託料で1,624 万5,000 円。そのうちがん検査等の検診委託料が823 万円、予防接種等の委託料が800 万円となっております。

同款、同項、4 目環境衛生費で2 億274 万4,000 円でございます。

主なものが7 2 ページの2 8 節繰出金で1 億9,941 万1,000 円でございます。そのうち下水道事業特別会計の繰出金が1 億5,123 万円、簡易水道事業特別会計の繰出金が4,818 万1,000 円でございます。

同款、同項、5 目共同浴場費で1,265 万4,000 円でございます。

主なものとして7 節の賃金で470 万円。これは浴場管理の臨時職員分でございます。

1 1 節需用費で724 万8,000 円でございます。このうち燃料費で294 万5,000 円、光熱水費で363 万円を計上しております。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目じん芥処理費で1 億2,141 万2,000 円でございます。

主なものが、おめぐりいただきまして、1 9 節負担金補助及び交付金で1 億2,013 万5,000 円でございます。これは相楽東部広域連合への負担金でございます。

同款、同項、2 目し尿処理費で3,587 万9,000 円でございます。

主なものが1 9 節負担金補助及び交付金で3,571 万8,000 円。そのうち相楽

郡広域事務組合への分担金が2,045万1,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が397万6,000円、それと広域事務組合へのし尿券に係る負担金で1,128万円を計上しております。

次のページをお願いします。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費は4,717万7,000円でございます。

主なものは人件費でございます。

同款、同項、3目農業振興費で2,929万円でございます。

主なものが13節委託料で1,032万3,000円。これにつきましては、和東茶を生かした新産業創出事業委託料でございます。

それと、19節負担金補助及び交付金で1,807万7,000円でございます。そのうち中山間地域等直接支払補助金が443万7,000円。

次のページでございます。

青年就給付金給付事業負担金が975万円でございます。

同款、同項、4目茶業振興費で1,477万8,000円でございます。

主なものが19節負担金補助及び交付金で1,331万9,000円。そのうち出品茶推進委員会の補助金が200万円、共同製茶等省力化推進事業補助金が487万9,000円、茶源郷交流エリア茶文化発信まちづくり事業助成金が300万円となっております。

次のページをお願い申し上げます。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で1,760万7,000円でございます。

主なものにつきましては、次のページでございます。

13節委託料で1,384万9,000円、そのうち松くい虫の防除委託料が385万8,000円、それと、マウンテンバイクコースのメンテナンス委託料が421万

3,000円となっております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で1,780万4,000円でございます。

主なものが19節負担金補助及び交付金で1,778万4,000円でございます。

商工会の助成金で500万円、和束町雇用促進協議会の事務費負担金で1,082万円5,000円を計上しております。

同款、同項、2目観光費で3,644万9,000円でございます。

主なものは、次のページでございます。

13節委託料で3,176万3,000円でございます。主なものとして、観光案内所の指定管理料で516万円、広域観光推進業務委託970万1,000円、宿泊型周遊ツアー等の実施業務委託料が250万円、自転車愛好家向けの商品開発業務委託が300万円、サイクリスト向けの商品販路開拓委託が250万円、茶源郷文化情報発信インバウンド観光事業委託料を460万円計上しております。

それと、19節負担金補助及び交付金で311万円でございます。主なものがお茶の京都DMO負担金で130万円となっております。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で3,902万7,000円でございます。

主なものは人件費でございます。

87ページをお願い申し上げます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で2億1,893万1,000円でございます。

このうち主なものが15節工事請負費で1億8,100万円を計上しております。山口線門前橋等にかかる分でございます。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費で1,113万8,000円を計上しております。

主なものは人件費と次のページでございます。

1 1 節需用費が 2 1 7 万円。そのうち修繕費として 1 5 0 万円。住宅の修繕費でございます。

それと、1 5 節工事請負費で 2 0 0 万円でございます。これにつきましては、神定団地の解体に係る分でございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費で 1 億 5, 4 0 9 万円でございます。

主なものが 1 9 節負担金補助及び交付金で 1 億 5, 4 0 8 万円でございます。相楽中部消防組合への負担金でございます。

同款、同項、2 目非常備消防費で 2, 9 0 9 万 2, 0 0 0 円でございます。

主なものが 1 節報酬で 4 8 3 万 2, 0 0 0 円。そのうち消防団員の報酬で 4 7 8 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

8 節報償費で 4 6 3 万 8, 0 0 0 円。退職報償金として 4 5 0 万円を計上しております。

次のページでございます。

1 8 節備品購入費で 6 3 5 万円でございます。小型動力ポンプ付積載の軽自動車でございます。それを 6 0 0 万円でございます。中分団第 1 部、柚田でございますけれども、配備する予定でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で 8 4 5 万 4, 0 0 0 円でございます。そのうち公務災害補償等共済掛金が 5 8 4 万円、消防団運営経費助成金で 2 2 3 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

同款、同項、5 目災害対策費で 2, 4 8 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

主なものが 1 3 節委託料で 2, 1 7 1 万 9, 0 0 0 円です。そのうち防災マップ作成業務委託料が 2 0 0 万円、防災無線保守委託料が 4 8 5 万 9, 0 0 0 円、地域防災計画の見直し業務委託料が 6 7 1 万 8, 0 0 0 円、マンホールトイレ設置設計業務委託料で 5 3 3 万 6, 0 0 0 円、J - A L E R T 機器の更新で 2 7 0 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費で2 億5,592 万8,000 円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金でございます。相楽東部広域連合の教育委員会運営に係る負担金でございます。

次のページをお願いします。

1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金で3 億7,975 万6,000 円でございます。

2 3 節償還金利子及び割引料でございます。そのうち元金に係るのが3 億2,534 万円、繰上償還の元金が5,441 万6,000 円でございます。

同款、同項、2 目利子で2,093 万2,000 円を計上しております。

2 3 節償還金利子及び割引料でございます。償還利子で1,993 万2,000 円、一時借入金の利子で100 万円を見込んでおります。

9 7 ページから9 9 ページまでは給与費明細書を添付させていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、100 ページでございます。

債務負担行為で平成31 年度以降にわたるものについての平成29 年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成30 年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項ということで、戸籍電子化業務委託で限度額が6,130 万6,000 円でございます。

29 年度末の支出見込額ということで、期間が平成25 年度から平成29 年度まで3,123 万9,000 円でございます。

平成30 年度以降の支出予定額でございますが、期間として、平成30 年度から31 年度までで3,006 万7,000 円を見込んでおります。

財源内訳は、全て一般財源ということになっております。

続きまして、最終ページでございます。

町債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成28年度末現在高、平成29年度末現在見込額、平成30年度中増減見込みとして、平成30年度末現在高見込額、平成30年度中元金償還金償還見込額、平成30年度末現在高見込額、この順に申し上げます。

まず、1の普通債でございます。22億7,026万8,000円、23億4,180万3,000円、2億1,170万円、2億3,029万5,000円、23億2,320万8,000円でございます。

次に、災害復旧でございます。1億744万5,000円、1億2,898万6,000円、240万円、1,539万4,000円、1億1,599万2,000円。

その他ということで、13億328万6,000円、12億4,677万2,000円、8,090万円、1億3,406万7,000円、11億9,360万5,000円でございます。

合計でございます。36億8,099万9,000円、37億1,756万1,000円、2億9,500万円、3億7,975万6,000円、36億3,280万5,000円となっております。

以上が、一般会計に係る分でございます。

引き続きまして、議案第2号、湯船財産区特別会計予算の説明を申し上げます。

議案書をよろしくお願ひ申し上げます。

議案第2号

平成30年度和束町湯船財産区特別会計予算

平成30年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ515万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

平成30年3月8日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページが第1表の歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款財産収入、1,000円。

3 款繰入金、409万9,000円。

4 款繰越金、50万円。

5 款諸収入、55万円。

歳入合計が515万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款管理会費、22万8,000円。

2 款総務費、472万2,000円。

4 款予備費、20万円。

歳出合計は、歳入合計と同額の515万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.2でございますが、これに基づきご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます。5ページ、6ページでございます。

まず、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金で409万9,000円でございます。

それと、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で50万円でございます。

1 節前年度繰越金、準繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 雑入で54万9,000円でございます。

これにつきましては、マウンテンバイクパーク土地の使用料等でございます。

次のページが歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で368万5,000円でございます。

主なものは、職員の人件費でございます。

同款、同項、2 目財産管理費で103万7,000円でございます。

そのうち主なものは、7 節賃金で37万5,000円。これは山林保育作業員分でございます。

それと、13 節委託料で40万9,000円。山林保育の委託料でございます。

11 ページ以降に給与費明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、湯船財産区特別会計予算のご説明を申し上げます。

その他の特別会計につきましては、所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私からは議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第3号

平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算

平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,210万円、
直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億500万円と
定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月8日提出

和束町長 堀 忠 雄

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入からでございます。

1款国民健康保険税、1億4,255万9,000円。

2款使用料及び手数料、10万円。

4款府支出金、4億7,470万2,000円。

5款財産収入、1,000円。

6款繰入金、4,463万円。

7款繰越金、1,000円。

8款諸収入、10万7,000円。

歳入合計6億6,210万円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、252万5,000円。

2款保険給付費、4億5,593万6,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 8,195 万 6,000 円。

4 款共同事業拠出金、1,000 円。

6 款保健事業費、1,224 万 9,000 円。

7 款公債費、400 万 403 万円。

8 款諸支出金、40 万 3,000 円。

めくっていただきまして、9 款予備費 500 万円。

歳出合計は、歳入合計と同じく 6 億 6,210 万円でございます。

続きまして、資料 No. 3、予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 億 4,166 万 5,000 円でございます。

内訳といたしまして、1 節医療給付費分の現年課税分が 9,045 万 4,000 円、2 節後期高齢者支援金分の現年課税分が 3,186 万 5,000 円、3 節介護納付金分の現年課税分が 1,089 万 6,000 円、4 節医療給付費分滞納繰越分が 650 万円、5 節後期高齢者支援均分の滞納繰越分が 130 万円、6 節介護納付金分の滞納繰越分が 65 万円でございます。

同款、同項、2 目退職被保険者等国民健康保険税 89 万 4,000 円。

内訳といたしましては、1 節医療給付費分の現年課税分が 38 万 4,000 円、2 節後期高齢者支援金分の現年課税分が 13 万 6,000 円、3 節介護納付金分の現年課税分が 22 万 4,000 円、以下、滞納繰越分でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金 4 億 7,470 万 2,000 円。

内訳といたしまして、1 節普通交付金が 4 億 4,799 万 4,000 円、2 節特別交

付金が2,670万8,000円で、その内訳といたしまして、保険者努力支援分が163万円、府繰入金の2号分が2,260万4,000円、特定健康診査等負担金が200万円でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。

6款繰入金、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が1,851万3,000円でございます。

また、2目保険基盤安定繰入金、保険者支援分として1,300万円でございます。

同款、同項、5目財政安定化支援事業繰入金で723万7,000円でございます。

続きまして、11ページの歳出の説明をさせていただきます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3億8,907万9,000円。

内容といたしましては、19節負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、同款、同項、2目退職被保険者等療養給付費578万4,000円、3目一般被保険者療養費379万2,000円、4目退職被保険者等療養費10万円。

以上、それぞれ負担金補助及び交付金となっております。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費号155万円。

こちらについても、負担金補助及び交付金となっております。

同款、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金252万円。

こちらにつきましても、負担金補助及び交付金となっております。

めくっていただきまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分1億2,484万2,000円。

2目退職被保険者等医療給付費分47万7,000円。

こちらにつきましても、いずれも19節負担金補助及び交付金となっております。

同款、2項後期高齢者支援金等分です。1目一般被保険者後期高齢者支援金等分4,

035万2,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分15万8,000円、いずれも19節負担金補助及び交付金でございます。

同款、3項介護納付金分の1項介護納付金分1,612万7,000円。

こちらにつきましても、19節負担金補助及び交付金となっております。

めくっていただきまして、6款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費770万9,000円。

主なものとしたして、3節委託料で644万6,000円。その内訳といたしましては、人間ドック検査委託料で571万2,000円、特定健康診査委託料、こちらにつきましても、がん検診等の同時実施分でございます。73万4,000円。

同款、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費442万8,000円。

主なものとしたしましては、13節委託料で407万7,000円。特定健康診査委託料でございます。

7款公債費、1項公債費、1目元金400万円。

内容といたしましては、23節償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、最終のページでございます国民健康保険広域化等支援事業の償還金でございます。

では、21ページの最終ページでございます。

町債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、国民健康保険広域化等支援事業、平成28年度末の現在高800万円、平成29年度末現在高の見込額が400万円、平成30年度中増減見込みの平成30年度中起債見込額はゼロ、平成30年度中元金償還見込額400万円、平成30年度末現在高見込額ゼロ、平成30年度で償還が終了する見込みとなっております。

以上、平成30年度の国民健康保険特別会計予算事業勘定のご説明をさせていただきます。

きました。

直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

国民健康保険事務局長。

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、議案第3号につきましては、平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）につきまして説明させていただきます。

議案の内容につきましては、さきに税住民課長が申し上げましたので、省略させていただきます。

議案書の3枚目のほうでございます。

第1表 歳入歳出予算。

1. 歳入。

1 款診療収入、7,306万5,000円。

2 款使用料及び手数料、47万円。

5 款繰越金、80万円。

6 款繰入金、2,270万円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款諸収入、796万4,000円。

歳入合計、1億500万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、6,678万7,000円。

2 款医業費、3,800万円。

3 款公債費、1万3,000円。

5 款予備費、20 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額の1億500万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書につきまして説明させていただきます。

総括は省略させていただきます、6 ページの歳入のほうでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入1,500 万円。

同款、同項の7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入としまして3,798 万円という
ことでございます。

それと、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金としまして2,2
70 万円。

8 款諸収入、2 項受託収入、1 目健診等受託収入としまして764 万3,000 円
ということでございます。

飛ばさせていただきます、歳出のほうでございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費6,655 万9,000 円。

主なものとしましては人件費でございます。

それと、11 節需用費で306 万3,000 円。

それと、13 節委託料で328 万5,000 円。そのうちの診療所医師派遣業務委
託料として142 万6,000 円、これは京都山城総合医療センターからの医師派遣
ということでございます。

めくっていただきまして、2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費としま
して3,100 万円。

これは医業費として医薬材料費の3,100 万円でございます。

それと、13 ページから15 ページまでは職員の給与明細費が載せてありますので、
後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

説明の途中ですが、ただいまから午後 1 時まで休憩をいたします。

休憩（午前 11 時 21 分～午後 1 時 00 分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第 4 号、和東町簡易水道特別会計予算及び議案第 5 号、和東町下水道特別会計予算についてのご説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 4 号

平成 30 年度和東町簡易水道事業特別会計予算

平成 30 年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,830 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000 万円と定める。

平成30年3月8日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚をおめくりください。

まず、歳入のほうから。

歳入。

最初に歳入。

1款使用料及び手数料、7,884万円。

2款分担金及び負担金、71万2,000円。

3款国庫支出金、3,086万円。

5款繰入金、4,818万1,000円。

6款繰越金、100万円。

7款諸収入、1,000万7,000円。

8款町債、1億1,870万円。

歳入合計、2億8,830万円。

歳出でございます。

1款総務費、5,160万6,000円。

2款施設費、1億4,371万円。

3款公債費、9,198万4,000円。

4款予備費、100万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、第2表 地方債。

起債の目的：水道施設整備事業、限度額1億1,870万円、起債の方法：証書借り入れ又は証券発行。利率：年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀

行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ

る。

以上でございます。

引き続きまして、資料に基づきご説明させていただきます。

資料No.4をお開きください。

総括につきましては省略させていただきます、5ページから説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料7,878万4,000円、現年度分の水道使用料でございます。

おりまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設費国庫補助金3,086万円。

簡易水道統合事業の国庫補助金でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金4,818万1,000円でございます。

一般会計からの繰り入れでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入でございます。

雑入としまして、消費税の還付金を想定しております。

めくっていただきまして、8款町債、1項町債、1目施設債1億1,870万円。

水道施設整備事業債でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。

主なものとしましては、11節需用費1,569万円。光熱水費・修繕費等でございます。

同じく、13節委託費でございます。917万1,000円でございます。主に、施設の委託管理費でございます。

めくっていただきまして、2款施設費、1項施設費、1目施設費1億4,371万円でございます。

主なものとしまして13節委託料。統合簡水整備事業に係る委託料でございます。及び工事請負費としまして1億2,651万円を計上させていただいております。

3款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子でございます。

元利償還金としまして9,198万4,000円を計上させていただいております。元金としまして7,074万円、金利としまして2,124万4,000円でございます。

以上、歳出でございます。

給与明細等につきましては、その次のページから掲載しておりますので、お目通しのほうをよろしく申し上げます。

続きまして、町債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成28年度末現在高、平成29年度末現在高、30年度の見込み等について説明させていただきます。

簡易水道事業整備事業債、28年度末12億9,775万8,000円、29年度末15億553万8,000円、30年度中に起債の見込みでございます、1億1,870万円。30年度中元金償還見込額です。7,074万円でございます。30年度末の起債残高につきましては15億5,349万8,000円となります。

以上、簡易水道会計の歳入歳出でございます。

続きまして、議案第5号、平成30年度和束町下水道事業特別会計予算でございます。

議案第5号

平成30年度和束町下水道事業特別会計予算

平成30年度和東町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

まず、歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金、110万円。

2 款 使用料及び手数料、3,016万6,000円。

5 款 繰入金、1億5,123万円。

6 款 繰越金、200万円。

7 款 諸収入、4,000円。

8 款 町債、3,800万円。

歳入合計、2億2,250万円でございます。

続きまして、歳出。

1 款 総務費、1,979万5,000円。

2 款管理費、4,062万2,000円。

4 款公債費、1億6,158万3,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計につきましても歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的：下水道事業、限度額：3,800万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

それでは、詳細につきまして、資料No.5をお願いします。

こちらのほうも総括を省略させていただきまして、5ページから説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

歳入の主なものとしましては、2款使用料及び手数料、1項使用料、下水道使用料3,010万5,000円。

下水道使用料現年度分としまして2,990万5,000円でございます。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1億5,123万円でございます。

これは一般会計からの繰入金でございます。

めくっていただきまして、8款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度3,800万円。

特定環境保全公共下水道事業債として入れます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,979 万 5,000 円。

ほぼ人件費と消耗品費でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費 3,550 万円。

主なものとしまして、1 1 節需用費、修繕費で 638 万 6,000 円、それから、

1 3 節委託費 2,492 万 5,000 円、処理場運転委託管理料でございます。

めくっていただきまして、2 款管理費、1 項施設管理費でございます。

これにつきましては、管渠の管理費でございます。主なものとして、工事費として
100 万円計上しております。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金 11 億 3,021 万 3,000 円。

償還金でございます。利子 3,137 万円、償還金の金利でございます。

以上、歳出でございます。

めくっていただきまして、給与明細につきましては後ほどお目通しのほうをよろしく
お願いいたします。

町債の平成 28 年度末における現在高及び平成 29 年度末及び平成 30 年度末にお
ける現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、下水道事業債、平成 28 年度末現在高 20 億 1,366 万、29 年度末現在
高見込額です。19 億 2,935 万 8,000 円。30 年度中の増減見込みでございま
す。30 年度中起債見込額につきましては、3,800 万円。30 年度中元金償還見
込額 1 億 3,021 万 3,000 円。30 年度末現在の現在高の見込額でございます。

18 億 3,714 万 5,000 円でございます。

以上、平成 30 年度和東町簡易水道事業特別会計及び平成 30 年度和東町下水道事
業特別会計予算の説明とさせていただきます。

審議のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは議案第6号、平成30年度和東町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

議案第6号

平成30年度和東町介護保険特別会計予算

平成30年度和東町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,130万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800万円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による保険事業勘定の一時的借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1. 歳入。

1 款保険料、1 億 2,341 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 4,633 万 5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 6,566 万 1,000 円。

5 款府支出金、9,115 万 2,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、8,471 万 8,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1 万 6,000 円。

歳入合計 6 億 1,130 万円でございます。

続きまして、2. 歳出でございます。

1 款総務費、717 万 3,000 円。

2 款保険給付費、5 億 6,924 万 9,000 円。

4 款地域支援事業費、3,381 万 4,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、72 万円。

8 款予備費、29 万 3,000 円。

めくっていただきまして、歳出合計。

歳入合計と同様に 6 億 1,130 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 6、平成 30 年度和東町介護保険特別会計
予算（保険事業勘定）をお願いします。

1 ページから 4 ページまでにつきましては総括になりますので、省略させていただ
きまして、5 ページ以降、主な内容について説明をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、本年度予算額 1 億 2,341 万 1,000 円でございます。

主なものとしまして、1 節現年度分特別徴収保険料 1 億 1,712 万 1,000 円、2 節現年度分普通徴収保険料 604 万円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 9,825 万 1,000 円。

1 節現年度分でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 3,946 万 6,000 円。

これにつきましても、1 節現年度分調整交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 億 5,896 万 3,000 円。

これにつきましても、1 節現年度分でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金 8,625 万 9,000 円でございます。

1 節現年度分でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 7,096 万 4,000 円。

これにつきましては、1 節の介護給付費繰入金として予算を計上させていただいております。介護給付費の 12.5% の形で支出をさせていただくものでございます。

同じく、同款、同項、4 目その他一般会計繰入金 744 万 4,000 円。

これにつきましては、1 節事務費等繰入金で、介護保険事業にかかります事務費等の繰入金でございます。

続いて、めくっていただきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 200 万円ござい

ます。

主なものとしましては、19節負担金補助及び交付金131万4,000円。これにつきましては、介護保険システムに係る電算処理経費でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額1億9,550万円を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金で在宅介護サービスに係る保険給付費でございます。これにつきましては、前年比18%の伸びを見込んでおるところでございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、今年度2億6,400万円を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金2億6,400万円で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型の介護施設に係ります費用の分でございます。前年と比較して同額程度を見込んでおります。

続きまして、同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額2,040万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金で要介護認定を受けられる方のケアマネジメント費用でございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページ。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、本年度予算額1,846万円を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金で1,846万円。要支援認定を受けられる方の保険給付費用でございます。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1,080万円の予算を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金1,080万円で、所得段階に応じた負担限度額以上に支払った場合適用される返戻給付でございます。

2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度4,130万6,000円を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金で国の基準で定められました所得以下の施設利用者に係ります食費・居住費の軽減を負担させていただいている制度でございます。

めくっていただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費1,612万4,000円を本年度計上させていただいております。

主なものといたしまして、13節委託料514万8,000円。要支援認定の方々へのヘルパーサービス・デイサービスの委託料でございます。

同じく、19節の負担金補助及び交付金1,095万6,000円。これにつきましても、要支援認定の方へのヘルパーサービス・デイサービスに係る保険給付の部分でございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目総合相談事業費、本年度654万3,000円を計上させていただいております。

主なものといたしましては、地域包括支援センターの職員人件費でございます。

めくっていただきまして、21ページ、22ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、7目生活支援体制整備事業費、本年度240万円計上させていただいております。

これにつきましては13節委託料、生活支援コーディネータということで社会福祉協議会のほうに委託をお願いして実施している事業でございます。

25ページ、26ページ、27ページには給与費明細を載せさせてもらっております。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、議案書のほうで平成30年度和東町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）について説明させていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

先ほどの事業勘定の次のページでございます。

第1表 歳入歳出予算。

1 款 サービス収入、328万9,000円。

2 款 繰入金、471万1,000円。

歳入合計800万円でございます。

めくっていただきまして、続きまして歳出でございます。

1 款 総務費、700万6,000円。

2 款 事業費、90万1,000円。

3 款 予備費、9万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の800万円でございます。

続いて、予算に関する説明書、平成30年度和東町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）、No.6に基づき説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので省略させていただきます、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 居宅支援サービス計画費収入、本年度予算額328万9,000円。

1 節 居宅支援サービス計画費収入で介護予防に係りますケアマネジメント費用の収入でございます。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金、本年度予算額471万1,000円。

1 節 一般会計繰入金でございます。

続いて、7ページ、8ページでございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額700万6,000円。

主なものとしまして職員人件費、また平成30年度よりケアマネジャー1名の増額の賃金319万4,000円を見込んでいるところでございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、本年度予算額90万1,000円。

1 3 節委託料で介護予防計画策定ということで、民間事業所に委託させていただいている分で、30年度、20人分を予定しております。

9ページから11ページにつきましては給与費明細書を載せさせていただいております。後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第7号

平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款 保険料、3,784万6,000円。

2 款 使用料及び手数料、1万円。

3 款 繰入金、2,505万6,000円。

4 款 繰越金、19万9,000円。

5 款 諸収入、288万9,000円。

歳入合計、6,600万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款 総務費、63万1,000円。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、5,973万円。

3 款 保健事業費、520万9,000円。

4 款 諸支出金、20万1,000円。

5 款 予備費、22万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして資料No.7、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから4 ページの総括は省略させていただきます。

まず、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料2,340万2,000円、現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料1,444万4,000円。

内訳といたしまして、1 節現年度分が1,434万4,000円、2 節滞納繰越分が

10万円でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,505万6,000円。

内訳といたしまして、1節事務費繰入金が574万1,000円、2節保険基盤安定繰入金が1,931万5,000円でございます。

5款諸収入、4項雑入、3目雑入266万7,000円でございます。

主に、健診事業に係ります広域連合からの補助金でございます。

めくっていただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金5,973万円。

広域連合への納付金及び基盤安定負担金でございます。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費520万9,000円。

主なものといたしまして13節委託料488万2,000円、健診や人間ドックの委託費用となっております。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

以上で、各課長による平成30年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それでは、まず、先日の一般質問で十分答えていただけてなかった部分で下水道にかかわることについてお聞きしたいと思います。

一般質問のほうでは、いわゆるこの間、下水道の水洗化の関係ですね、接続に係る水洗化の補助の関係で、長年、特別対策として同和対策として水洗化補助というのが

ありまして、それはまだ要綱等が残っているようでありまして、ただ、それを一般対策として今後検討していきたいという答弁を以前いただいたと思うんですけども、その辺の検討というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

下水道につきましては一旦整備を終えた部分につきましては3年を経過しておりますので、こちらについては自己の判断でしていただくことになると思います。

新たに下水道事業の計画地を広げた場合につきましては、そのときは今の条件のもとに一定の検討をすることはあるということでご理解願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

今の答弁、どういう意味がよくわからない面もあるんですけども、要は、いわゆる供用開始をされて18年たとうとしているわけですけども、ただ、やはり分担金の問題や、また水洗化に係る負担が大変大きい問題もあって、なかなか思ったように接続をしていただけないと。

町としては例年啓発、下水道の意義であるとか、そういったものを啓発されて何とかつないでいただきたいということでやってこられたわけですけども、ただ、やはり実際の負担というのは大きくかかってくるわけなので、なかなかそうは言ってもない袖は振れないということだったと思うんです。

その上で、やはり一定の経済的な補助というのがなければ、なかなか進んでいかないんじゃないかということで、この間もずっと要望もしてまいりましたし、それで、この間ずっと同和対策としてはいわゆる分担金の免除であるとか、水洗化に当たって

は24万円の補助というものが供用開始以降も行われてきていて大変不公平ではないと。同じスタートラインで始まった事業であるのに、一方ではそういった事業が来るということは大変不公平だということで、やはりやるのであれば一般対策として行うべきだということを要望もしてきたわけですが、そういった意味で要望してきたわけですが、その辺の検討はいただけてないのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

済みません、下水道法の関係がございまして、下水道につきましては供用開始から3年以内に接続をしていただくというのが大前提の条件でございます。計画につきましては、指定地につきましては3年を全て経過しておりまして、これ以上の中で今、接続率を上げるのは啓発活動については行っていくというのはございますけれども、現時点でそれに対する財源補助というのは考えておりません。

先ほど来、出ております別の事業の中で考えていくとなりますと、そこは政策になりますので、私のほうからの答弁は控えさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそういうことでお話ししているわけですが、要は、一般質問の最後に少し述べましたが、平成30年度からいわゆる移住者を対象にした空き家改修の部分については、例えば、湯船であれば特区の関係もあって府と町で合わせて180万円、それ以外は町単独で90万円というような改修費用をみていただくということになっております。

これは別にそのものが悪いわけじゃないんですけれども、ただ、やはりその改修費用

といった場合に、前にも委員会のときにも地域力推進課長からもお話があったように、移住されるに当たっては、今のくみとり式のトイレではなかなか困難が多いと。やはりそこを直していただくという意味での改修費用でもあるということでお話をさせていただきました。それはそのとおりだと思うんですね。

ですけれども、やはりそれは移住者だけじゃなくて、今現在住んでる住民の方というのもやはり同じわけなんなわけですね。ですから、そういう点では移住者に対する支援はもちろん必要ですけれども、現にずっと住んできた方が経済的にも大変な中でですね。仮につなげたいと思ってもなかなかつなげないというような状況の中で現在に至っている方もおられると思うんですけれども、そこに向けてもやはり政策的な支援というものをやっていかないと大変大きな不公平になってしまうと思うんですね。そういう点で大変必要だと思うんですけれども、町長、その辺いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、ご質問ありますように、移住者だけに改修があって、経済的に高齢化もしてきていると。高齢者世帯については、そういったものは経済的に補助がないとなかなかでき得ない。この辺に不公平だという話でありますけれども、内容についてはよく理解のできる話であります。

今、非常にいろんな面から移住促進、また、ある意味ではまちづくりの観点からですね、これから新しいそういった観点に立って、今、申されたことも含めながら慎重に考えていくというときに入っているかと思いますが、これについての具体的にこうやりますという1つ1つの事業として考えていくよりも、もう少し検討して深く考えて、大きな観点から考える要素の中で検討すべきだと私は思っております。

個々の中ではなかなかこれだったらいける、これだったらいけないというところは

いきませんが、大きな流れの中では、将来いろいろと変わっていく社会の中で検討していくというのは十分あり得ることだと思いますので、今のところ具体的にこうだということは申し上げられませんが、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

やはりこの問題というのは供用開始以降ずっと課題になっていたわけで、その中でスタートラインから不公平が生じていたという問題もありますし、違う意味でまた不公平になってしまうということだと思っうんですね。

やはり今現在住んでおられる、また、これからも住む意向をお持ちだけでも、なかなか大きなお金がかかる中で接続に踏み切れないという方もおられると思っうんですね。ですから、今後、移住者に対してそういった支援を行っていくということであれば、それはそれでいいんですけども、ただ、やはりそういった部分については、今、政策的にしっかりと目配りするときじゃないかと思っうしますので、ぜひ、30年度の中で検討を鋭意していただきたいと思っうしますので、そこは強く要望しておきたいというふうに思っいます。

次にですね、これは一般会計の85ページですね、道路の関係なんですけども、とりわけ、町道維持という部分で、ずっとこの間も言っておりましたけども、やはり生活道路、また子供の通学路等の安全対策というものを30年度の中でどのような計画でしていただけるのかですね。

いわゆるずっと前に亀岡で事故があつて以降、そういった交通に対して子供をどう守るかということで、和東もそうですし、東部のほうでもいろいろとされてきたわけですけども、この間も全国では大変そういった事故も絶えない中で、ぜひ和東として引き続き努力いただきたいと思っうんですが、その辺、30年度の中ではどのような計画をお持ちでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

町道整備につきましては、補助事業及びそれから一般財源による単費の事業を行っております。

今、岡本委員のご質問にありますように、通学路に対する対応でございます。これにつきましては、相楽東部広域連合、教育委員会が中心になりまして安全対策のパトロールをやっております。今年度も実施させていただきました。

その中でできることであればできるだけしていこうという話になるのですが、区画線、それから速度を落とすとか、通学路であるとか、そういうものの表示を若干ことしも実施してもらっております。府道がメインになっておりますけれども、町道についても区画線が入れる予定もしておるところもございます。

そういう形で対応するのが一つと、もう一つは、補助事業につきましては通学路整備ということ含めまして事業要望している部分も若干ございます。最近でいいますと山口線につきましても、門前橋のかけかえにつきましても同じような事業のメニューを使っております。できる限り、ないお金を有効活用する中で安全対策をとっていきたいと思っておりますので、その辺のご理解のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせまして、東部連合との連携を密にしながら、危険箇所については即時対応できるように努力してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それでですね、委員長、済みません、若干関連の資料を示すことをお許しいただき

たいと思うんですけども。

○委員長（岡田泰正君）

はい、どうぞ。

○6番（岡本正意君）

これはたしか4年か5年前にその一環でですね、これは東区の近くの中で行われたことですが、いわゆるこれまでの路肩の部分の白線とこっちの部分について緑の色を塗っていただいたというのがありました。こういった形で塗っていただいて、大分消えかかってはいますけども、こういう形ということになっておりますけども、課長に確認したいんですけどもね、こういったペイントというのは何のためにしていただいておりますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

その目的の一つは、ドライバーに対する意識の向上を目的にしております。あわせて、歩行者の確認及びそこを歩道して使いなさいというような意識向上のために線を引かせていただいております。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

そしたらお聞きしたいんですけどね、ここですね、これはちょっと大きくなっているんですけど、広く見えるんですけども、ここはいわゆる極楽寺のほうに抜けていくですね、別所のほうに抜けていく道ですけども、そこはずっとこういうふうに塗っていただいておりますけども、ほとんど幅ないですね。これも同じところなんですけども、幅といってもほとんどないんですね。そこをぬって、今、言われまたように、そこが歩道ですよ。そこを歩いて行きなさいと。車には、ここが歩道だから、ここからは通

っていいですよということですけどね、これで行者の安全を確保できていると。歩くスペースとして十分確保できているというふうなこととして認識されていますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございます。安全という認識というよりも、その線が引いてあるところが通学路であるとか、歩行者がいるという形の確認をしていただくものと考えております。

狭窄な道路が町道の中には大変多くございます。そこを全て歩道をつけるというのはなかなか困難なこともございますので、速度を落とすとか、お互いの注意喚起のために引いているものでして、安全を確保するためにそこで歩きなさいと、その上をきちっと歩きなさいというようにできる限りしてほしいというこちらの啓発の部分と判断してください。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

要は、これで安全は確保できないと思うんですね。要は、ここが通学路ですよとだけ示していますということです。ですけども、今、言われたように、和東町は大変危険な道路が多くてですね、歩道もなかなかつけにくいと。確かにここに歩道をつけないとまったく無理だと思うんです。

前にも一度紹介したと思うんですけどもね、例えば、これは城陽市の長池という駅に向かうアルプラザってありますよね。あそこから入っていく細い道があるんですけども、長池駅のほうに抜けていく住宅街というか商店街というか、そういうところにある道です。これ、大変狭い道なんですね。だけど、ここは今やられているのは、真ん中に車道してカラーをされて、いわゆるここを車道としてはできるだけ通りましょ

うと、いわゆる相手が来ないところはね。歩行者はここまで。基本的にここに線はあるけども、ここまでとりあえずセーフティとしてはいけますよというようなあれをしていると思うんですね。

以前お示しした亀岡のほうの地域でも本来のいわゆる白線ですね、路肩の部分でね、そこよりも中にさらに線を引いて、そこまで歩行者は歩けますという形をとって安全対策をされているんですね。だから、私はそういうことが大変必要だと思うんです。

いわゆる路肩の部分をただ単に塗り絵のように塗ってやったかって余り意味がないんですよね。現在はもう四、五年たってますから色も落ちてきておりますという面もありますので、ここだけじゃないんですよ。

例えば、門前から学校に歩いていっている旧府道の部分も同じことですし、大変あそこも狭い中で歩いているという状況がございます。そういうことも含めて、やはりもう一度ちゃんとですね、本当にちゃんとそれで全て100%安全が確保されるわけじゃないんですけどね、そこに車が突っ込んできたら終わりですから、けども、ちゃんとどこまで歩行者のスペースとして確保できてますということを示す上でもですね、もう一度こういった意味で周りのこういうのにも学んでいただいた整備をしていただきたいと思いますけれども、その辺いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

まさに岡本委員がおっしゃられるとおりで、そういう形での整備をしていきたいということで、うちのほうも実は今この88ページに出しております工事請負費につきましては、そういう形での補助事業を要望をしている部分でございます。舗装改良を重ねて、その上の区画線を引き直すということができるといふ事業でございます、これをできる限り進めたいと思っております。

ただ、緊急を要する場所につきましては、ことしも2カ所ほど停止線とか、それから区画線は入れさせていただいたりはしております。できる限りもっと視覚で訴えるような形も含めて今後も検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、それはお願いしたいんですが、以前ですね、これをやっていただいたときも、多分、そういうふうになると思ってやってもらったんですけども、なかなかそうはならなかったという面もありましてね、ですので、ぜひその辺、やっていただく方とも打ち合わせいただいでですね、現在よりもちゃんとした形でできるようにぜひお願いしたいというふうに思います。

次にですね、40ページですね。バスの関係なんですけども、今回、路線バスの運行維持補助金として、いわゆる当初の段階で3,500万円をいわゆる赤字補填ということですけども、計上いただいているんですけども、当初から3,500万円を計上するという意味では大変厳しい部分もあると思うんですけども、見通しとしてですね、これ以上になっていくというようなおそれというものは担当課としてはどのように思うでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

和東木津線におけます和東町からの補助金ということで、平成30年度は3,500万円計上させていただいておるところでございます。

平成29年度の補助金でございますけれども、3,321万2,000円という形で

決定されたというところでございます。これの負担額算定につきましては、以前から申し上げておりますようにさまざまな算定基礎がございまして、一番やはり重要なものにつきましては、乗車密度ということになるわけでございます。それが5人という基準値を割り込みますと、それで割り落としされるということでございます。平成29年度の乗車密度は2.8人ということでございます。

当然、年々乗車密度につきましては少なくなってきたということでございます。絶対人数の減少ということが大きな要因ではございますけれども、やはり依然として人口の減少に歯どめがかかっておられないという現状でございますので、平成30年度におきましても、やはりこの負担額については減少せずに増加するであろうという想定で今回この金額を上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

今現在、奈良交通にお願いする以上は、これは維持していくということは大変重要な問題なんですけども、これしか走ってないということもありますから、いわゆる奈良交通の路線を今後どうしていくかということは、ある意味、考えどきだというふうに思うんですけども、今回、そのことについては触れませんが、それですね、やはりそうは言っても、どう乗車率を上げていくかということでは考えていただいているというふうに思うんですね。赤字になる一方で、もう手だてがないということじゃなくて、どのようにして乗車を上げていくかということでは一定いろいろとお考えもあると思うんですけども、30年度においてその辺の方策というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

和東木津線の乗車につきましては、随時その啓発に努めておるところではございますが、なかなか利用促進にはつながっていないという現状でございます。一定、今後ともそういった形で、啓発につきまして続けていくということは思っておるところでございますけれども、やはり乗車密度と大きく関連しておりますのが運賃の収入ということになるわけでございます。そういった中で、やはり定期券の収入というのが大きく占めておるところでございますので、その点につきましては、また、それをとらまえた形で一定改善できる点につきましては検討を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

なお、J R 関西本線の沿線の地域公共交通網形成計画の中でも和東木津線の再編という形でも上がっておるわけでございます。先ほども申しあげましたように、やはり3,500万円の予算を上げるということになりましたら、一定、本格的に木津線の再編について着手をしていかなければならないという認識を持っておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後2時15分まで休憩いたします。

休憩（午後2時03分～午後2時15分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

先ほどの続きなんですけども、いろいろと利用促進について、難しい問題ではありますけども、考えていただいているというように思うんです。

とりわけ、特に観光客などの利用っていうのはもちろん大事ですし、あるとき見たら結構乗ってきてはるといような、そういう様子もあるんですが、ただ、補助金の対象になるときが多分それが反映されていないんじゃないかと思うんですよね。だから、そういう意味では大変もったいない気もするんですけども、そういう点では日常的な通勤・通学、またいろんな意味での利用っていうものがどれだけあるかっていうことが補助金をとっていく上でも大変大事だというふうに思うんです。

その点で、これは一つのあれですけども、例えば、職員の方の今、町外から通勤されている方も、大変、今、割合も多くなってきているということもあって、自家用車で一定は通勤されているとは思いますが、それはもうやむを得ない部分もあるんですが、ただ、やはり一定、週に一度であるとか、いろんな意味で利用を促進していくという意味です、通勤にバスを使っていくであるとか、そういったことを町内挙げてやっていくような方策っていうのはないものかどうかという。

これは住民の皆さんの中でもね、町は「乗れ」「乗れ」と言うけども、じゃあ、職員の方がどんだけ乗ってるのかという、そういう声もある中で、通勤というのはいろんな時間の使い方の中で、職員の方とはいえ大変だと思うんですけども、ただ、やはり住民の方に乗っていただくという意味でも、町としてそういった姿勢を示す上でも、また、実際に利用をふやす意味でもそういったこともできるのであれば必要じゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員、ご質問ありましたように、職員の利用につきましては、過日のJR関西本線沿線の地域公共交通網形成計画の策定のときの住民のワーキングをさせていただいたときにも、やはり職員の利用も促進しなければいけないんじゃないかという

住民のご意見は賜っておるというところでございます。

本町におきましても、過去にバスの利用という形で出張時にできるだけバスを利用してほしいという形で、バスのカード等も購入した過去もございました。ただ、やはり出張に係りましては会議の開催時刻等がございまして、バスの時刻に合わせて出張ということになりましたら、かなり早くの時間から乗車しなければならないということで、そういった形でなかなか利用促進ができていなかったというところは反省しておるところでございます。

ただ、今後もそういった形で職員の出張には使えるようにということで、また利用促進をしてみたいと思っております。

あと、通勤の関係でございますけれども、ご案内のとおり、本町の職員につきましては、近年、やはり町外から通勤している者が多いというところがございます。特に、新人の職員については、4月当初につきましてはバスの利用で通勤しておるというケースも多々ございました。ただ、やはり時間がたってきますと、仕事の関係上、どうしても車での通勤に変更しておるというのが今までの現状でございます。なかなか強制的にバスを使えということとはできないというところがございますけれども、それもあわせた形で、やはり職員が率先して利用できるような形で取り組んでみたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

もちろん職員の方といってもね、強制的に乗りなさいとかいうことにはならないと思うんですけども、ただ、いわゆる仕事の中でもね、この日は例えばそういうことですから、一定、職場として配慮して、バスのある時間の中で出退勤のほうを補償していこうであるとか、そういったこともできないことはないというふうに思うんですね。

もちろん車で行かないと後々の仕事であるとか、もちろんご家族もおられますから、その後のいろんなご都合とか、そういったこともある中で単純ではないと思うんですけども、やはりできる範囲の中でそういったことを少しでもふやしていけば、それはそれで必ずふえることにもつながっていきますので、ぜひ、そこは検討いただきたいというふうに思いますし、お願いしたいと思います。

それと、先ほどちょっと出てきましたけども、いわゆる定期といった意味では、特に高校生が本来乗客といいますかね、固定客になるべきところなんですけども、前から言っておりますように、特にバスの定期代が大変高くて、本当にまともに公共交通を使って通学すれば、木津高校に行くだけでも地域によっては電車代も含めて年間30万円ぐらいの負担をしないと学校自身に行けないみたいなことになってる現状です。そういう意味では、そこを他の市町村にはない困難だと思うんですね。ですので、ぜひ、今、一定見直しというのも検討していくという話が出ておりましたけども、大変これは急がれる課題だと思うんですね。

お隣の宇治田原町のほうでは、原則無償というかね、全額補助ということに踏み切っておられますし、あそこもバスしかないので、田辺高校であるとか、城陽高校であるとか、そういうことも含めて行かれる方が多いんですけど、そこへの補助を多くみておられるという状況があります。そこまでぜひ私はしていただきたいですけども、せめて現在の負担状況を少しでも軽減できるような方向で検討を早くしていただきたいと思うんですけども、もし具体的なことがあるのであれば説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今もご質問がありましたように、この定期は確かに非常に高くつくということで、現在、定期代の補助制度を設けておるんです。それにしても、今、質問がありました

ように非常に高くつく。そして、やっぱり定期を買うより乗るときに買ったほうがいいということで、なかなか定期に及ばないという実態もあります。

今現在、やはり和東町のどこに住んでいても同じだけの負担と。住んでるところによって多く払ったりするというのもいかなものかということも考えの中にありまして、そういうことも含めながら、今、何がいいのかというところを検討しておる。今しているところであります。

何とか早くやりたいわけなんですけど、いろいろ制度上の問題もありますので、それについては今、集中して検討していると、こういうようにご理解いただきたいと思えます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

年度途中も含めてですね、ぜひ一日も早く、現在よりも負担が軽くなるように検討のほうを急いでいただきたいというふうにこれは強く要望しておきたいと思えます。

それともう1点、これは一般質問でも触れた点なんですけどね、やはり奈良交通のバスというのが和東の公共交通の今、軸ではあるんですけども、それだけでなかなか網羅できないということで、もう少し地域を回るようなコミュニティのバスなどを実現してほしいということで、一定、懇話会も含めて提言もあったと思うんです。

この前の答弁では具体化していないという状況の中で、まだ検討いただいているということなんですけども、ただ、この間の過去のこの件についての答弁を振り返ってみましてもね、例えば、2015年9月の議会するときにも私はこれを話してたんですけども、そのときは課長が過去の提言を踏まえて担当課においてコミュニティカフェなど既存の施設の活用も含め、どう整備するか。車両についても町営バスの活用も想定し、運行形態・運行ルートなどさまざま検討を進めているところだけども、まだ具現化は進んでいないという話が出ておりましたし、1年後の9月の議会でも、ほぼ同

じような答弁をされております。

ただ、むしろですね、先ほど出てました関西本線加茂以東の公共交通活性化協議会
のことが出てきて以降ですね、このコミュニティバスの運行についての具現化という
のがちょっと私は弱くなっているんじゃないかというように印象を答弁からは受けて
いるんですけどもね、やはりもう随分な年月がたつ中で、せめてこの30年度の中で
一定のこの件についての方向性というものが出していただけのように、また1年たっ
てまだ具現化できていませんということじゃなくてね、ぜひ一定の方向性が出るよう
にしていきたいと思うんですけども、その辺は30年度での検討の方向をお願い
したいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

コミュニティバスの運行につきましては、かねてより本町の課題であったというこ
ろで、その検討を進めておったというところでございます。懇話会の提言等もござ
いました。

そういった中で、その年その年でいろいろと変節点があったわけございまして、
今回、何回も出しておりますけれども、JR関西本線の沿線地域の公共交通網形成計
画でございます。これにつきましては、公共交通のマスタープランという位置づけで
策定をさせていただいたということで、今後、このプランに基づいて、そういう公共
交通網の施策を推進していくというもとなるものでございますので、これが策定し
たからといって、コミュニティバスの検討が後退したというものではございません。
むしろこれに基づいて進めていかなければならないという認識を持っておるわけご
ざいます。

ただ、コミュニティバスの運行につきましては、やはり行政が先導してこういった

形で運行するというのも今後の継続性のことを考えれば非常に難しい面があるかなと思っております。

第1は地域住民の方々、そういった方々のご協力・ご理解等がなければコミュニティバスの運行というのは非常に難しいと思うところがございます。地方によればその自治会とか、そういったところが主体となって運行しておるといところもございます。本町においてはなかなかそこまでの取り組みはできておらないといところではございますが、やはり今、申しあげましたように、地元のご協力・ご理解が大前提になろうかと思っておるところでございます。

今後、30年度の計画はどうかというご質問でございますけれども、先ほど申しあげましたように、奈良交通和東木津線につきましては、原山以東、湯船地域のバスにつきましては、やはり乗車密度が低いということで、計画においても一定の再編を検討するということになっておるわけでございます。

その中では、そこがコミュニティバスの運行ということになろうかと思しますので、それに合わせた形で他地域へ波及していくということになろうかと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、私のほうから、下水道に関してお尋ねしたいと思うんですが、今年度のこの予算を見てますと、例年どおり起債がかなりたくさん起こされるということになってますが、この地方債を見てますと、利率年5%以内ということを表示をされているんですが、今年度の実態的な借り入れ利率はどれくらいになっているか、その辺をお聞きしたいんですが。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

本年度の借り入れにつきましては、3,800万円の借り入れを予定しております。下水につきましては、ほぼ事業費債、事業をやったところの費用の返済分になります。現在のところ、先ほども村山委員がおっしゃられたとおり、ほぼ事業費の半分以上が施設と管路の整備の事業債を返していくという状況になっておりまして、そこにほとんどのお金が充たっている状況でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

課長、利率がどれくらいかお聞きしているんですけど。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

利率については5%以内ということで、今、ここに書かせていただいている部分で、細かい部分につきましては、全部、財政のほうで書いていただいておりますので、うちのほうについては利率は5%以内ということで説明をさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

地方創成担当課長、答弁。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、償還年数によって利率が異なります。下水道の場合、資本金平準化債というものを発行されておられますので、そちらにつきましては0.40%となっております。ただ、これは固定金利で借り入れさせていただいているんですが、10年間据え置いて見直しとか、いろんな起債が発行を予定され

ますので、その時点でまた起債の借入れをするときに利率が変動しておりますので、5%という非常に高い、今の状況ではなかなか想定できない利率になっておりますが、今後の事業の内容、10年後の見直しのときにどうなるかによって変わるということで表記を5.0%以内という形で示させていただいております。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

0.4%であれば十分な安い金利だと思います。

今、金融機関は貸出先がなかなか見当たらないということで、金利交渉は十分可能だと思ってましたので、その辺をお尋ねさせていただきました。

それとですね、下水道のほうで使用料等ございますね。3,010万9,000円ですか、これは結局、要するに、今、接続された方の使用料だけと見てよろしいんですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

当初予算の歳入の部分に上げております2,990万5,000円ですね、これが平成30年度に徴収をする額でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

わかりました。

それでは、町長にお聞きしたいんですけどね、今、この使用料3,000万円余り

ということなのですが、これで接続率が今、六十何%と聞いてます。これから100%接続されても5,000万円いかないというようなことで、それに際して、平成29年度現在末の起債の残高が19億2,900万円となっております。使用料に比べますと起債の残高がかなり大きいというようなことで、現実的には下水道は実態的にうまくいってないんじゃないかというような見方もできます。当初の計画から見通しが甘くて、過剰投資ではなかろうかと思うんですが、その辺は町長、どのようにお考えですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

行政まちづくりを進めていく上においてはですね、下水道対策というのが非常にその当時からも重要な課題でありました。人口が大きい小さいは別として、和東町には下水道対策室、それと下水道対策のやり方にはいろいろあります。当然、合併浄化槽というのも一つの水洗化と。それと、公共下水道等もあります。農水省が進めている下水道がある。また、総務省はコミュニティのようなものもあるわけです。その中で、その当時としては中心的に人口が和東町では集中していると、こういうことで公共下水道というのをとらせていただいたと。

こういうことで採算とれるかとれないかというのは、その間も大事なことですが、ある意味では少し無理した面があると思います、これは将来のまちづくりという観点から。そういう意味でこれについてはそれなりに全て使用料で賄うと、こういうわけにはいかないわけです。

ただ、和東町の公平化の原則もありますので、これは和東町全域が同じ一本の下水道対策であればいいんですが、下水道は行けてない。いわゆる合併浄化槽でやると、こういうこともありますので、そこには最大限に均衡というんですか、それなりにと

れるところで今、抑えているわけですね。そういう点でちょっと苦しいところがあるわけです。これがもし全部がそうであったら、今、言うように、またウエートを占めて一般会計から繰り出すこともできると。これは施策としてできるんですが、この辺が最大公約でやっているというところに、今、和東町の現状があるのかなと、このように思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、馬場課長にお聞きしたいんですが、今年度は予定として償還のほうが一億円ほど多くなって残高的には18億3,700万円に減るということなんですが、実態的にこの起債がゼロになるという見通しというのは、それはございますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

基本的にはならざるを得んと思っております。ただ、施行20年を越えてきてます。関係でいきますと、なかなかゼロになるのは難しいというところはございます。

ただ、起債につきましては、当初の施設と管路をつくったときですんで、事業債でするので、一定期限が決まっております。この間に返してしまうということで、今、一生懸命努力をしておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それでしたら、もう1点だけお聞きしたいんですけどね、前に私、一般質問させていただきました地籍の調査について。

今年度は500万円という予算が計上されておりました。

○委員長（岡田泰正君）

村山委員、ページ数だけ皆さんに教えてください。

○3番（村山一彦君）

済みません、40ページです。

委託料として、地籍調査委託料として500万円計上されておりますが、以前、一般質問させていただいたときに、人員不足でなかなかできないというようなことがありましたが、これに関して、人員が確保して進められるものかどうか、その辺、答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

地籍調査業務でございますが、平成30年につきましては500万円を計上しております。これは人員不足とかいう問題じゃなく、事業として継続していきたいという中で、現在、未整備といいますか、未調査地域の部分について事業を再開するという考え方でございます。

なお、この地籍調査には若干裏がございまして、この事業を再開することによって用地交渉等の業務がスムーズに進むというようなことがあります。その関係でも補助事業等に採択しやすいという条件もございまして、できるだけ早い時期に和東町内を調査していきたいということで、ことしは外郭の調査をさせていただこうというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは、和東町全体ということですか。どこどこの地区とかいうようなことは考えておられないということですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

細かくはあれですけども、和東町内の公地につきましては、東和東、湯船、西和東については終了しております。中和東がまだ公地宅地については残っております。

今回実施させていただきますのは、和東川右岸の山林の部分がメインになるわけでございます。場所でいいますと、白栖から石寺あたりを重点的に考えております。これにつきましては、宇治木屋のトンネルの関係も含めての事業の場所選定となっておりますので、ご理解のほうをお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

以前から一般質問でもお尋ねしてたとおり、やはりトンネルのほうはめどがついたということで、これから土地の移動がかなり進むんではないかと思えます。だから、この地籍調査というものは非常に大事だと思えますので、迅速に進めていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、一、二点質問させていただきたいと思えます。

ページ数で24ページ。

給食費の関係なんですけれども、このたび18歳までの医療費及び給食費の無料化は、町の子供たちに対し喜ばしく歓迎します。私は給食費が、今回、町の財源で賄われることで少しお聞きしたいと思います。東部教育連合の兼ね合いもありますので、わかる範囲で結構でございます。

学校給食は昭和33年から35年ぐらいから始まったと記憶しております。当初、給食の食材を納入する業者が各地域にはなく、そのため学校給食会が創出されたとのいきさつがあったと思われます。今現在、和東において和東の業者及び農家が大体この食材を何%ぐらい納入されているのか、この点について少しお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員、済みません。連合部局のほうになりますので、余り踏み込んだ答えは出せないと思えますけれども、それでよろしいですか。

○5番（井上武津男君）

それで結構です。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、学校給食に絡んで原材料というお話がありました。これは基本的には、学校給食会というのがありまして、問屋さんがおられる、おられないよりも、1年間通して価格が安定すると、こういうことです。

といいますのは、給食に絡んではですね、給食で別に運営しているという今まで経緯がありました。そして、そういう中で価格が安定するというので、そういう方法をとられてきたという方法があります。この率も、一応、給食会というのも今も存在

しているわけですから、この辺のところは率はわかりませんが、当然、それを全部とめてしまうというわけにいきません。地元もありますが、給食会も利用してやっていると、こういうことで聞いております。率については私もわかりませんが、基本的なところで許していただきたいと思います。答弁とします。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

率を全て教えてくれとは申しません。できるだけね、私は和東の業者、もしくは農家のほうから地産地消という形、さらには地方活性化の意味でこういう業者を入れていただきたいということをまずはお願いしたいと思うんです。

それと、私としましてはね、この学校給食会というのは、今日、役割を終えてきているのではないかと思います。これは広域連合のほうへお願いするものであるかと思うんですけどもね、というのは、他町村、ほかの他府県においても、できるだけ地元の業者、そして、農家のほうから食材を納入するという形をとられてきていると思うんです。ですから、そういう意味におきまして、いわゆる地産地消、地方活性という意味合いの中で地元のほうの業者並びに農家をできるだけ使っていただきたいという気持ちがあります。その点について少し町長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員、済みません。今の質問については、一応、希望事項として取り扱わせていただきますけども、連合部局ですので、そちらのほうで答弁のほうをお願いしたいと思いますので、できたら質問を変えてください。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この給食会が生まれてきた背景は、それなりにあります。今日的にそういったことが合致するかと、こういったところの一つの議論の点だと思います。こういうことも

含めながら、今度、教育委員会、また京都府の学校給食会、それから各市町村の関係もありますので、そういったところで議論されていくことだと私も思います。

確かに、生まれた背景もありますので、今日的な課題がどのように達成し得るか、こういったところを議論していくべきだと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

今回、町のほうの歳費から学校給食を出されるということですので、このことをお聞きさしてもらったわけなんです。そういう意味合いの中では、いわゆる学校給食会の場合は、国や府から補助を受けて、そして学校給食の費用で食材を納入されているということでもありますので、その意味合いの中では、今は業者並びに農家のほうはかなりいろいろなものを納入できるような状態、特に、いわゆる和東だけでなく、ほかの地域からも受け入れすることが可能であると私は思っております。このことは教育連合にお願いするべきことではあると思います。ですから、できましたら、そういう形で町長もそのことをお伝え願いたいと思います。

それとはちょっと変わりますけれども、84ページで少しお聞きしたいことがございます。

84ページの委託料で、宿泊型周遊ツアー等実施業務、これは修学旅行のことでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

修学旅行ではなくですね、こちらは地方創生の自転車愛好家等をたくさん誘致するために、こういった旅行会社などと連携してこういうツアーを組んで、人を誘致しよ

うというものでありまして、修学旅行の誘致に関しましては、その一つ上の項目の広域観光推進業務委託料970万円というところで農泊の推進というのをやっております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

そしたら、修学旅行のほうについて少しお聞きしたいんです。

ことしは何校ぐらいの学校が、それで大体何名ぐらいご予定なんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ことしはですね、中学校が3校、高校が1校が予定されております。

それで、トータルで、4校で大体800名ぐらいの人数が予定されております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

1団体で300名以上あるのは幾らあるんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ことしの10月31日から11月2日で埼玉県の高校298名という数字が最大の

数字になっております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

町長、この修学旅行生を完全に受け入れる体制というのはもう既に整えておられるんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

こういった体制は、現在、活性化センターですね、そこへ委託し、そして今その準備を進めております。

これは単なる和東町だけやなしに笠置町、南山城村も一緒になって、今、未来づくり推進協議会のメインの事業にもなっているというのは、現在まさに進めているところであります。既に完成しているかというよりも、その地域それぞれにたくさん参加していただく農家とか、そういう皆さんの募集、登録を今やっていると、こういうことであります。これを受けていこうと思ったらなかなか大変なところがありますので、この辺のところについては、和東町だけやなしに3町村、しいては木津川市、精華町も含めていろいろとご理解をいただけたらと、このように思っております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

修学旅行生、大体300名前後を受けるとしたら、バスで来られたら大体7台近く来られると思います。それに対するバスの駐車場というのは、今の状態で確保できてますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

失礼します。

今、修学旅行の受け入れ体制ということで、バスの駐車場の関係のご質問があったわけなんですけれども、今のところ和東町内で7台以上ぐらいのバスを受け入れる場所は、民間の施設を借りましたら別ですけれども、町の施設ではございません。

今のところ活性化センターで考えているのは、加茂町のところで庁舎も含めまして、一定、加茂町でひとつお願いしているのと、後、南山城村の場所がございます。そのこのホールの前の駐車場を使わせていただくということで、町長も答弁されておりましたが、広域観光も含めてやっておりますので、和東町で受け入れないときは他町村にお願いすると、このように考えております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

大体300名近くがいわゆる各町村からこの和東にバスで来られなかったら車で最終的にはこの和東に来られることとなります。大体、車で来られるとしたら300台ぐらいの駐車スペースが必要になると思うんですけども、それについても大体考えておられるかどうか、そこらのところもお聞きしたいです。

○委員長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

29年度で体験交流センターの周辺を買収させていただきまして、そこで大体200台ぐらいは収容できると考えております。

あと、これも従来、民間の場所をお借りして駐車スペースにさせていただいている

んですけれども、それは今後とも、また民間のご協力をお願いしまして、官民協働でそういった事業のときは駐車スペースを確保していきたいと、このように考えております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

駐車スペースを大体そういうふうに確保されているということですので、それはそれで結構でございます。

ただ、いつも申し上げますけれども、トイレの問題というのが最終的に出てくることがあるんですよね。大体300名近くの方が来られたら、一斉にトイレに行くとなったら、このトイレについては少し問題があるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどのようにお考えなんでしょうかね。

○委員長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

30年度で予算措置をしておりますけれども、今、和東茶カフェ グリンティが今の主な観光の拠点となっております。グリンティを一部改修をかける予定をしております。それが29年度で設計を上げまして、30年度で工事の予算措置をしたいと、このように考えております。

ただ、300人一遍に受け入れるのにどんだけのトイレが必要かということになるわけですけれども、一遍にはなかなか満たすだけの条件にはならないと思いますけれども、とりあえず今ある既設の施設を改修かけまして、十分とはいきませんが、ある程度の対応はしていきたいと、このように考えております。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

今回のいわゆるこの観光推進事業の修学旅行生の受け入れには大体間に合うつもり
なんでしょうかね、これは。

○委員長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今回、まず第1便は5月に修学旅行の生徒を受け入れます。5月13、14日、そ
ういった時期ですので、まだ設計段階ですので、それが終わりましたら、できたら6
月の補正で上げてくると思いますので、今の時期の5月には当然間に合わない、こ
のように考えております。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

町長ね、いわゆるこういう修学旅行生を受け入れするのは大変いいことだと思いま
す。しかし、その準備が完全でない状態で迎え入れた場合、もしそれが後に尾を引く
ようなことがあっては、私はそれを心配してます。そのないようにできたら考えて
いただきたいと思いますので、これからもこういうことのないように努力していただ
きたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○委員長（岡田泰正君）

9 番、小西委員。

○9 番（小西 啓君）

私も井上議員と一緒になっちゃうかもわからないですけど、担当は連合のほうの

関係になると思います。

74ページの7,000円だけしか出てないんですけど、大阪湾の廃棄物廃棄物処理埋め立て処分、次期計画調査委託料、これは今はもうフェニックス計画で持っていらってらいていんですけど、もういっぱいになって、次に探さないといけない状態になってきている、若干教えてほしいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、おっしゃったように、関西圏で全市町村が持ち込んでおりますごみに対しまして調査費ということで、そちらのほうから分担金として請求が上がっているお金でございます。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

いうことは、調査委託というのは、これはどういう文言になるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

大阪湾広域廃棄物埋立、正式名称は忘れたんですけど、関西圏内、こちらに持ち込んでいる市町村が全部加入してございまして、その持ち込みの分での設計計画を立てるための分担金として、近畿圏内の各市町村に対して割り当てのお金が来ておると。そちらのほうで一括して埋立地域の計画を立てておられるということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

9 番、小西委員。

○9 番（小西 啓君）

ということは、まだ大阪湾のフェニックス計画は大丈夫だということですね。わかりました。

そしたら、これと一緒になるんですけど、町長、うちの東部塵芥のことなんですけれど、あと何年で20年になるんですか。担当の方、誰か。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

住民とのお話しさせていただいている協定というのが、30年度が最終年度になります。

○委員長（岡田泰正君）

9 番、小西委員。

○9 番（小西 啓君）

30年度というとし。ということは大分落ちついておられますし、何か次のことは決まっているという感じで受け取ってもいいのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

20年間というのは、これは焼却してお世話になっております地元とか、その区との協定書の期間でありまして、そこをこれからもお願いはしていかなければならないわけです。

しかし、お願いが、今、言われたように3月いっぱい話がついて、次、続いていくのか、そんなことやったら今から落ちついている場合じゃないと、こういうことな

んですが、20年間お世話になって、次の話は容易ではないかなというように思っておりますが、考え方としては、延長でお願いしていききたいという努力をしていかなきゃならない。

その間、話が見つからないことも、今、言われたようにあり得るわけですから、その場合には、いつも言われておるんですが、緊急避難措置をとれる業者に委託していくと、こういう方向で進めてまいりたいと。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

相手方とお話をされてるというのはよくわかりますから、相手方のことがありますから、ここで詳しくお話ししてくれということは言ってないです。ただ、時期が迫ってきているからちょっと心配な点もありますので、粛々と努めて話ししていただいて、使わせていただけるものでしたら使わせていただくというのがベストだと思うんですけどね。

20年ですから、本当にまだ使えるという感じでいってもらって、そして地元の方に納得してもらって、そしてやっていくのがいいような感じもするんですけど、やはり相手方のあることですから、今ここで詳しいことを話して、先行してしゃべってしまったら、なるものもならないと思いますので、その辺のことはよくわかっております。話は進めていただきたいと思います。

そして、次に、52ページの戦没者の関係です。

16日ですか、戦没者の慰霊祭がありますが、今、町内全部で何名ぐらいの対象の方がいらっしゃるでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

詳細な数字は持ち合わせておりませんが、和東町連合遺族会主催という形でさせていただく予定でございます。百数名の親族の方が参加していただけるということで聞いておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

百数名、まだ、さきの大戦の関係者の遺族の方がいらっしゃるということです。それで、15万円で和東町内全部を賄っていいのか、その辺のところを詳しく教えてほしいです。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

戦没者遺族連合事業補助金ということで、これまで毎年秋に護国神社に参拝に行っておられました。その関係のバス代等の費用を和東町から補助金として支出させていただいておる項目でございます。

連合遺族会につきましては、遺族の方が、先ほど言いましたように百数名という形になったということで、毎年護国神社のお参りについては、1年については連合遺族会の役員の方々に、1年については遺族の方を含めて参加できる方で参加するというように聞いておまして、これまでより2年に1回、護国神社に行かれるということになりました。そのバス相当額が約5万円みております。春季の法要等の費用に係ります補助金として10万円、連合遺族会の会費という形で遺族会の方が徴収されております。それとあわせてそういう事業を実施させていただいているところござい

ます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

よくわかりました。

大体、町内で4カ所ですね、お寺をお願いしたいのは。湯船で大体十二、三が出席していただきますか。ということは、ほかのところも同じような数字ぐらいになるんでしょうか、出席者。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

地域の遺族会という形で現在も活動できるところはだんだん少なくなってまいりました。やはり中和東、西和東、本来一番多い遺族の方がおられるところがございます。しかしながら、中和東につきましては、三つの区で、一応、地区の遺族会が解消されたということで聞いておりまして、中和東で多いところで30名ぐらいの参加があるというところがございます。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

ということは、高齢者になっておられますので、少ないですね。できるだけ参加していただくように努力してほしいと思います。

それと、年に1回の和東町主催の隣でやっておられるところで、あれは大体何名ぐらいいつも出席されますか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

昨年の10月に実施させていただきました和東町の追悼式の関係です。たしか私の記憶では、遺族の方56人の参加だったのかなと。来賓合わせて80名ぐらいだったのかという記憶を持っておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

関係者の高齢化が進んでますけれど、出席していただくように努力していただきたいと思います。

次に、40ページの工事請負費でカーブミラーの設置の件なんですけれど、カーブミラーを設置されているんですけど、長いことたったら汚くなってよく見えない。曇っている。また、ちょっとくすんでいるというような感じがありますので、ミラーを洗浄するという事は考えておられるんですか。

カーブミラーは余り使わなくても家に帰られるという感じがあったらわからないと思うんですけど、走ってもらったらよくわかるんですけど、ちょっと汚れるとかいうようなことがありますので、その辺のことはどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

毎年、工事請負費ということで交通安全灯とカーブミラーの設置という形で、各区

へ要望等をお伺いして設置しておるといところでございます。カーブミラーにつきましては、修繕も対象にしておるといところでございます。

今、小西委員ご質問にもございましたように、やはり経年劣化によりまして鏡面が曇っておるといご指摘等は多々受けておるわけでございます。そういう報告を受けましたら担当の者が現地を確認させていただきまして、一定、鏡面の清掃を行ったといことでございますけれども、それで一定視野が確保できるということでしたら、そういう対応ということになりますけれども、清掃を行ってもまだ鏡面が曇っておる、視界が悪いといところにつきましては交換させていただいておるといことでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

これもまた私のことなんですけれど、役場から帰って、トンネル一つ、二つ抜けて関電の電気の施設ありますね、左側に、銭取場といところ、それからちょっと行ったとこの右にカーブミラーがあるんですけれど、そこのカーブミラーはどっち向いてるかわからないですよ。どっちから見るのか。湯船のほうからくだったときに見るのか、それとも湯船に帰るときに見るのかわからない。その辺の確認もさせていただいて、一度、カーブミラーの見る方向とか、どっちから見るのか、どんな感じが一番見えやすいのかといことを一回点検していただきたいと思います。

自分勝手なことを議場の中で言うことじゃないんですけれど、私が感じているといことはほかの方も感じられているといことですし、全部のカーブミラーを一度点検していただければいいと思いますので、その辺もよく考えていただきたいと思います。

よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

今、小西委員ご指摘ございました府道のカーブミラーでございますが、管理につきましては、府道ということで京都府ということになるわけでございます。

ただ、和東町内に設置しておるといところでございまして、そういった角度等につきましては常々やはり気をつけなければならないと思っておるところでございます。今、ご指摘の箇所につきましては、京都府のほうへ連絡させていただきまして、適正に措置していただきますよう依頼させていただきたいと思っております。

町内のカーブミラーにつきましては、地元の区長さんから連絡があるというのがほとんどではございますけれども、職員の中でも気がいたら総務課のほうへ連絡してもらえれば対応させていただくということでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

次に、同じところからなんですけれど、安全運転の管理者の講習、これは知って聞くんですけど、総務課長が講習を受けに行かれるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

安全運転管理者につきましては、所管が総務課ということでございまして、その長が安全運転管理者で、担当職員が副安全運転管理者という形で法的に決まっております法定の講習を受講するという形で上げさせていただいておるといところでござい

ます。

○委員長（岡田泰正君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

ということは、課長、行かれてちゃんと講習受けられて、常々言うんですが、ちゃんと教育を皆さんにしないと、前に座っておられる方、今回こういうような質問で困っておられると思うんです。もうじき保険の関係でまた出てくると思うんですけどね、3月議会に多分出てくるでしょう。だから、そのときにまた言いますけれど、やはりこういうような講習を受けたら、その講習の結果を全職員に通達して、交通事故はだめだと、そして安全運転しないとだめだということをちゃんと教育していただきたいと思います。

答弁は結構です。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中でございますけれども、ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩（午後3時13分～午後3時25分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

それでは、平成30年度の当初予算の編成に当たりまして何点かお聞きをさせていただきます。

去る3月8日の本会議の日に町長から所信表明演説がございました。要点としては6点でした。6点の所信表明がありました。

その中でも一番大きな目玉で小学校の給食費並びに修学旅行無償化、そして医療費の18歳までの引き上げと、こういうことが一つありました。大変結構なことでござ

います。少子化を初めこれからの和東町を担う子供たち、やはり一番大事なことだと、このように思います。

そこで、最初に町長に、これについて詳しく具体的に説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

何といいましても、少子化が全国的な問題であります、進んでいる、こういうことが大きな原因といたしますか、大きな問題でありまして、まちづくりにとっても、これはこのままほっとくとなかなかいかない。

かねてから和東町はいわゆる各隣接地よりも比較的進んで、中学生の医療費無料化と。その無料化も窓口で少しですが、窓口払いみたいなものがあるんですが、それを払っていて医療費は無料化と、こういうところがあるんです。

それと、うちはその窓口もゼロとしてきておったんですけど、なかなかそうしたかてアピールができてなかったというんですか、やっぱりもう少しこの辺のところについては先んじて充実してやっていく。

振り向いて和東町は子育てに優しいんだというところを訴えていかないとなかなかいかなのかなということで、今回、この対策に高校生ということにするんじゃなしに、年齢で18歳というところで今回充実させていただきました。これはまだ伊根町について府下ですから、これは東部連合で一緒にやっている。これは東部じゃないですけど、和東町だけですけども、やらしてもらっていると。そこに合わせて、先ほどありましたように学校給食の無償化、それと修学旅行も全額、ここまでするとアピールを相当できるんじゃないかと。アピールというより和東町は子育てに優しいというまちづくりをやっているんだとご理解いただいでですね、少しでも残っていただくんです

か、和東町の子育てに家庭がですね、定住していただいたらありがたいなど、この思いがこの中には入ってます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

この給食費、修学旅行の無償化につきましては、保護者の方が大変喜んでおられます。そのお話も、私、お聞きをいたしております。外へ出ている子が和東町に戻るかと、こういう一環になれば本当にありがたいかなと、このように思います。

次に、二つ目の施政方針では、町道拡幅改良事業、橋桁長寿命化修繕事業、またインフラ事業、そして大規模災害に備えたマンホールトイレの設計業務、地域防災計画の見直しと、このように申されております。その中でも防災計画では、防火水槽の設置工事も予算化されております。この辺について町長の考えをお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

やはり住んでいる私たち住民にとりましては、和東町に住んでいわゆる安心安全に暮らせるという地域づくりをしていくことは、私は、まちづくりにとっては大事なことであります。

これとて全部がこういうわけに進んでいくわけではありませんが、こうした大事だという方向を示したまちづくりをしていこうということで、今回、特に項目をつくりですね、今、ご質問いただいた内容等について、ここで終わりじゃなしに、次につなげていけるような第一歩になればと。

今までから取り組んでおりますが、こういったことも大事だということで、非常に厳しい予算の中ですけども、継続事業もありますけども、住民が非常に困っておられる有害鳥獣対策の問題もあるわけなんですけども、いろいろとここで挙げさせていただきました。これはまだ十分じゃないわけですから、これから住民の皆さんとともにこういった問題というのは課題解決に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

次に、3番目でございます。移住・定住対策として村山委員からも質問がございました。その中に受け入れ体制の強化ということも訴えられております。これについてもう少し具体的な説明というのか、このようにやるんだということを考えが一つお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問でございますが、こうした過疎地域の大きな課題でありますけども、やはり空き家対策であろうかというように思います。

空き家の有効利用、また、そういった転入の受け入れに対して受け入れられるような対策の中に空き家も利用できないだろうかと、先ほども説明させていただきましたように、改修事業も今回入れさせていただきました。

特に、特区は湯船だけだったですけども、特区だけではなしにそれ以外もその半額を単独でもやっ払いこうということで、空き家については少し予算化してこれからやっ払いこうという姿勢があらわれた予算ではないかというように思っております。

その空き家だけじゃなしにですね、空き家を利用する、また和束町に住んでいても

和東町でも仕事ができると。サテライト事務所なんですけど、それもあわせてやりながら、ほかのことも、ここに上がってないですけども、いろんな施策と交わしながら、言葉で言うと住みやすいというんですか、そういう対策になればということで、まず第一歩は空き家と田舎でも企業に来ていただいてですね、こういう静かな町でも仕事になると、こういう第一歩の年になればということで、本当に第一歩の年になるように予算化したというのが大きな特徴だというように思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

空き家対策については、各地域で空き家がだんだんふえてまいりました。何が問題であるのかというたら、盆、正月に帰ってくると。これが一つの大きなネックになって前に進まないということでもございます。

しかし、そのまま放置しておく治安でも悪い面もございます。これについてもやはり徹底して前へ進めていただきたいと、このように思います。

次に、4番目でございます。町長は交流人口の拡大に向けたことで他の市町村と広域連携を深め、茶畑景観を生かした観光振興の取り組みと、このように施政方針でも述べられております。これについてのお考えもお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

一番大事なことは、和東町に多くの方に住んでいただいて、そして定住促進というのは大事なことでありますが、和東町を元気にしていこう、活気を持っていこうという中で、和東町の資源、特に茶畑景観を活用した、こうしたまちづくりというのは非常に重要な意味を持ってくるわけでありまして、早くからここについてはまちづく

り中心に置いて、茶源郷和東の魅力の発信をしてきたところであるわけなんです、先ほどからもいろいろとご質問がありました。

いわゆる農泊も含めての観光対策、この農泊というのは国のほうもある程度は時代の中で施策ができ上がってきている面もあるわけですから、そういったものを積極的に受け入れていくと。そういったことによって和東町へ一人でも多くの方に来ていただく。そして、ひょっとする和東町に定住のきっかけにもなるんじゃないかと。こういうことから、いろんな施策をですね、この資源を利用して、活用してやってまいりたいと、このように考えているところであります。

特に、漠然としたかて、この30年度の予算を限られておりますんで、これはやっぱり一応観光という観点から、インバウンドも含めて積極的に人口に入ってきていただく。そして、先ほど言いましたように、修学旅行でも入っていただく。そういうことで、和東町を非常に知っていただく方、交流を深める方、できるきっかけにもなっていったらと。これが和東町の今後のまちづくりにつながればというように思っておりますので、そういった予算がここへ入れさせていただいているというのも、30年度の大きな特徴であろうかというように思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

その中で予算書の中の84ページです。東本課長、ここに茶文化情報発信インバウンド、それからお茶の京都DMO負担金ということで予算化されております。これについてもひとつ具体的に説明をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

茶文化情報発信インバウンド観光事業委託料についてでございますけども、こちらのほうはですね、特にインバウンド関係をターゲットにしまして、外国人観光客をターゲットにした観光誘客促進事業といたしまして、そこの力に頼るといいますか、委託という形で人を呼んでくる手だてというのを進めていきたいというふうに考えております。

DMOに関してもそうなんですけども、お茶の京都の事業はことし終了いたしまして、その一つの成果といたしましては、山城地域全体で観光客を呼び込んでいこうという流れがありまして、それで民間の力も入れたDMOという山城地域全体の観光協会のようなものなんですけども、これが立ち上がりました。この立ち上がったことによって、当然、発信力という意味では、我々、そのような発信ということをやっていくつもりではいるんですけども、市町村単位であれば予算も限られている中、外への発信というのはなかなか難しいと。それよりも我々市町村は中の観光資源を磨いていくということに力を注ぎまして、外への発信というのはこういった広域連携組織の中で進めていくのがいいんじゃないかということで、こちらのほうも分担金を払う格好で民間と行政が連携して誘客を進めていくということで、外と内の対策で観光振興のほうを考えております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

課長、最初の質問、茶文化情報発信インバウンド、これについてももう少し具体的な説明がありませんか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

こちらはですね、先ほど町長からもありましたように、和東町の特徴というのが茶というものでありまして、お茶ということの特にPRしても本当に漠然としているんですけども、お茶産地ということさら海外のほうにも発信して行ってですね、さらなる観光誘客につなげようというものでありまして、これはこれから議論を重ねる中で具体的なことというのを考えていこうと思っているんですけども、本当に漠然とインバウンド対策の事業としてこれは計上させていただきました。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

課長、460万円の予算を計上しているんですけど、これから中身については検討すると、私はこのように前向きにとっておきます。しかし、漠然とした考えの中で上げるのはいかななものかと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

具体的に言うとはですね、観光業務を具体的に活性化センターのほうと密にとって、簡単に言うと活性化にこういった業務を委託して連携してインバウンドの誘客というのを進めていこうと思っております、金額的にはすごく大きくなっておりますので、委員おっしゃられるように、確かに漠然と委託するというのは本当によくはないと思うんですけども、そういったところは、今、想定しているのが活性化センターでありますので、今までもこれまでも連携を密にしてやってきた経過がありますんで、相談しながら、より効果的な方法というのを探っていきたいと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

これは期待しておきます。よろしく申し上げます。

次に、町長、5番目にワールドマスターズチームの国際大会に向けての啓発イベント、そして機運の高まり、このようにも述べられております。これについてもどのようにされていくのかお聞きをしていきたいと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきたいと思っております。

その前に、湯船区の親水公園を中心にですね、これは財産区のところですが、マウンテンバイクの施設ができ上がっているといたしますか、皆さんに参加していただいております。

こういったきっかけがあったものですから、このワールドマスターズというのは、オリンピック後、4年に一遍開くんですが、東京のオリンピックの翌年に開催されることになっております。これはアジアで初めて開催されるわけなんです。これは全部関西広域連合が中心に受け入れしているわけなんです、京都でも何種目か開催される予定になっております。その中の一つとして、マウンテンバイク種目を和東町で開催していただくということで決定いたしました。

これに向けて、まずワールドマスターズという国際大会を和東町で開催するというのは和東町のまちづくりでも初めてですので、このことによってさらに和東町のまちづくり、強いては、湯船の地域においてもですね、さらにこのきっかけに発展する機会がないだろうか、このように思っております。このことによって和東町のまちづくりは本当にいろんな意味できっかけになる可能性はあるというふうに思っております。

ます。

お近くの笠置も、今、岩登り（ロッククライミング）というのか、何とかしたいということで頑張っておられるようで、どこのまちもこういうことを取り入れて、これをきっかけにまちづくりをされたと。和東町もそういう観点から取り入れさせていただきました。

これからまだ年数があるんですね。だから、その間、ワールドマスターズというのはどういうものかというものを住民にも知っていただいて、そして住民のご協力もいただきたいと、このように思っております。30年度はそういう機運を高めていく第一歩であるのかなと、こういう認識で、今、機運の問題も出ましたけども、そういうように位置づけた予算の特徴になっておると、こういうことであります。

ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

今、町長がおっしゃったように、ワールドマスターズの機運というのは、湯船地域で開催されることはわかってますから、ほかの住民の方までそういう啓発というのか、周知はされてないんです。だから、今、町長がおっしゃったように、これからやっていくんだということは当然わかります。これは町挙げてやっていかななくてはならないと、このように思いますので、その辺の周知徹底をひとつよろしくお願ひいたします。

次に、農業振興施策としてグリーンティ和東をお茶の駅と。そして、和東町のブランドを上げて発信していくということもうたわれております。その中にはお茶だけやなし香りの野菜ということも所信表明で言われておるわけでございます。これは具体的にどのようにされていくのか。

グリーンティが今現在あるものをさらに伸ばしていくのか、それやなしに、やりかえてしまうのか、お茶の駅としてするのか、そんなことは私ら住民に何も伝わってこな

いんです。その点、お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、グリーンティ和東カフェを中心に多くの方が和東町へ訪ねてきていただいております。これからもこういった形が、先ほどのいろんな事業を取り入れていく中でさらにふえていくだろうと。

転入・交流も深めていこうと、こういう受け皿をつくっていかねばならないわけです。先ほど言われた駐車場の問題もあります。そういった整備はこれから、今ではなしに、さらにこれは充実させていかないといけないと。

この辺のところについてはですね、行政だけではなかなかいきませんので、民間の協力も一体化してやっていく必要があるだろうと。そういう意味で、国の施策いうのも積極的に取り入れながら、一つの方向に向かって官民一体で取り組んでいこうというのがお茶の駅構想なんです。

これは和東町のこれからもそういう構想の中でいろんな面で住民の皆さんから募集させていただいたというのは、それぞれの担当課長からも話がありましたように、そして出てきていただいたところも置いて一緒にこの問題に取り組めたらと、こんな思いを持っております。

あわせて、もう一つは香り野菜というようにのっておるんですけども、今、京都大学に野中先生という方がおられます。雇用促進協議会の関係で和東町へ入ってきていただいております。その方は鉄ミネラルを研究されておられて、和東町のお茶と鉄ミネラルが非常に相性がいいと、こういうことで論文を発表されて、そして、その栽培方法については特許的な申請もされているわけでありまして。それは鉄ミネラルをお茶と絡めて野菜等にやれば非常に味も変わるということで、いろいろ募集されて、発表もされて、それぞれの農家の方にも来ていただいて試食もされているわけなんで

す。これを和東町で広めていってですね、第2の産業ということにはならんだろうかと、こういうことで、今、取り組んでおられるわけであります。

そういったことも積極的に支援していくこともこれからの和東町の茶だけやなしに、茶を使った香り野菜というのも大事な一つのポイントになるのではないかなど、そういうことで今回の予算の中に官民一体挙げて地域づくりをする。そして、そういう内容の中にもいろんなものを取り上げていく。いろんな可能性のあるものを積極的に取り組んでいくと。その第一歩の年ということでここに予算化させていただきました。これはこれからだと思います。

牽引事業は去年の12月にですね、そういう意味では通産省の認定を受けて進めておると。これは町村単独でやっているのは木津川市と和東町は単独ですが、ほとんど広域で取り組んでおられるように聞きました。そういうことですので、単独でとった認定の事業でもありますので、本当に素晴らしい事業であるということのためにも大事に成功させていきたいと、こういうことで思っております。そういう意味の第一歩の初年度の事業として30年度を位置づけてさせていただきました。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

これはこれからということで見守ってまいります。

先ほど私、聞き忘れたんですけど、建設事業課長、町道拡幅修繕事業の中で、私、一つわからないことがあるんです。白栖の公民館から旧西和東小学校へ行くところで、前のちょっとした広場があります。地元ですからわかると思います。そこに一時仮置き場として土を盛り上げられていました。ところが、今、見通しをよくするために土を撤去されました。ところが、その跡地に、斜面にこういう舗装されているんです。これは一体どういう目的でされたのか、何か目的があってやられたのか、観光客の駐

車場にするためにですか、その点についてはいかがなもんですか。お聞きいたします。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、今の質問にお答えさせていただきます。

西和東木津線の舗装についてですが、アーチカルバートが下に入ってます。アーチカルバートの側面には、両方にテールアルメのが入っておりまして、テールアルメというのは、自圧板に対して後ろにストリップという鉄の引っ張るといふか、前に転倒しないように抑える鉄の板が入ってまして、実はあそこはかなり水がたまる場所です。道路の排水で子供たちの通学にも影響があるということで以前に他の議員からもご指摘を受けておりまして、舗装と兼ねて上の部分も舗装させていただきました。

原因の一つは、上の土が痩せてきてまして、そこへ土を置けば見通しが悪くなるということで土は置くことはできませんし、置かないとテールアルメのストリップの過重がかからないということもありますので、土が痩せるのを抑えるために上を舗装して、道路との間につきましては、今、透水性舗装を入れまして、水たまりをなくすという作業を今回やらせていただいています。

ただ、部分的にかなり勾配はありますけども、緊急避難的な駐車場として使うことは可能と考えています。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

私は詳しくわかりません。テールアルメが、後ろへ引っ張ってるやつが軽くなったからこけるということですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

テールアルメの構造自身の中と、それからアーチカルバート、の二つの構造の中に、上にある程度の一定の重さをかけるということが設計上、入ってます。本来は高さまで道を全部上げる計画をしておりましたけども、現在、工事の途中でとまっておりまして、現道の高さのままを使っておりますので、その部分に抑えが弱くなっている部分について、今回、土を今以上に痩せないように舗装したものでございます。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

例えば、東部塵芥、あれもそうでしょう。和東小学校のグラウンドもそうでしょう。だから、雨水がたまってひっくり返るなんて考えられないでしょう、そんな設計は。雨水が下へ落ちるから、緩むから、上に圧をかけておいたら倒れないということでしょう。そんなことはどうでもいいです。

私が言うてるのはね、白栖区の道は各住民さんから区長さんを通じていろいろ要望が上がっているでしょう、舗装工事をやってくれないと。だから、何であんな無駄なところへ、こういう斜面のところに舗装されるんやと聞かれたかて、私、わかりませんと。どういう目的であるのかわかりませんよと。和東町はそれぐらいお金が余ってるんですかと、そういうことを聞かれたからね、それもそうやねと。

いろんな線が補修工事、傷んで傷んでしょうがないと。傷んでるから舗装もやってほしいんだけど、予算的なこともあるから無理やろなど。しかし、あの現状を見ると何でやと言われる。そのことを私、聞いているんですよ。

痩せたとか云々とか、そんなん私わかりません。下がってきたら、土圧が持たないからひっくり返るとか、そんなん私わかりません、プロでもありませんから。しかし、それだけの舗装をするのやったら、一般道、町道をやってくさいよということを言われているんです。

特に、ほかの地域は下水道入ったから、一応、形なりにも舗装されてます。しかし、あっこは昔のままの舗装と。昔やったままですよ。しかし、いずれやるから、穴があいたところでもレミ入れること、ちょっと辞退しようかと言うて待ってるんですよ、こういうように訴えられているんですよ。当然、課長は地元ですからそんなわかってると思いますわ。そこらを私、聞いているだけです。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

まず、二つの目的がございますので、テールアルメに関しましては、小学校もそれから東部塵芥も同じような状況でございます。

小学校につきましては、上にグラウンドがその高さにあるということでございます。それが土圧としてかかっているという考え方をしてもらえれば結構かと思えます。

側面につきましては、芝と法枠で初めから抑えてるとい状況を起こしております。

東部塵芥につきましては、上の水をのけるために上を全面舗装して水をはけさすようにしておるとい考え方でございます。

今の件につきましては二つの理由がありまして、一つは、道路の水たまりをなくすために透水性舗装を入れております。これが今、施行区間75メートルと道路の真ん中の透水性舗装が入っております、舗装が全然違うものが入ってます。それで道路の水たまりをなくすと。雨が降った後に水がいつもたまってたので、それをなくすために舗装をやりかえております。

もう一つは、土を抑えるんじゃなくて、土が減ってきて痩せてきているんで、これ以上に痩せないために予防のための舗装をしているということでございます。ですので、道路舗装とは全然違う意味で舗装を抑えてますので、その点をご理解願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

その理由はそれで通るでしょう。私が言うてるのは、そんな分の予算が幾らかかったか知りませんよ。だから、道の一つも舗装してくださいと。

特に、東谷線は通行止めになっているんです。これからどンドンどンドン忙しくなるのに、災害復旧、査定が1月でしたから今まだ工事にかかれてないでしょう。東谷線の問題あり、舗装の問題あり、何でこんなところへ無駄な金を使うんですかと。水を切るなら水を切るで側溝引いたらよろしいやろ、こういうことですよ、簡単に言うたら。

だから、せめて傷んでいるところは補修してくださいと、何年も何年も区長さんを通じて要望をかけてると。これが切羽詰まった気持ちなんです。私はそれを言うてるだけなんですよ。そこらを一つ考えていただきたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はいお答えさせていただきます。

今の部分につきましては、道路整備とそれから防災予防も含めての事業として29年度に実施させてもらった分でございます。

舗装につきましては、若干延びは悪いんですけども、先ほども答弁しましたように、舗装に係る長寿命化の要望もしております。今現在のところ、一番さきに手を入れるのが白栖区の白栖加茂停車場線に今、お金を入れているところでございます。実際のところ、メーター数につきましては補助金の関係上、ほとんど延びてないのが現実でございますけども、随時やっていくことで努力をしておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

これは今できたことについてはしょうがないです。しかし、そういうことも十分踏まえた中で要望を聞き入れていただきたいと、このように思います。

次に、もう1点だけ、星野リゾートの協定が結ばれまして、日本遺産の認定も受けました。そうした中で、これからのまちづくり、町長は犬打峠一丁目一番地ということで、去年訴えられてこられました。それがようやく一歩実現に向かって進んできた、このように思います。

そうすると、今度はそれについてのまちづくりなんです。例えば、犬打峠ができてきたと。そうすると、この次の景観条例も出てくるんです。今度その景観条例が出てきた場合にどのような規制をされていくのか、いろいろ問題も出てこようと思います。

住民の方が一番心配されておるのは、トンネルが開通して、いわゆるいろんな企業が進出してまいりました。これは本町にとってもいいことだと思います。その中で、いわゆる規制がきつくなっております。町の活性化を考えるとどっちをとるんだと。

例えば、工場が色の規制もあると、このように思うんです。ここは担当の地域力課長にお聞きをいたしたいと思います。どのような結果になるのか、私もわかりません。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

景観条例の関係なんですけども、景観条例というのはですね、よく住民の方から、それをつくることによって開発というものをだめだというふうにしてしまうんじゃないかというような、そういう不安の声というのが聞かれまして、開発を規制することによってせつかくの町の活性化に水を差すのではないかというようなことも言われて

いるんですけども、景観条例はあくまでも開発がだめというものではなくてですね、開発はいいけども、景観に調和した形であったり、色であったり、そういったものをつくって下さいねというのを願いますというものでありまして、決して開発できないという開発そのものを規制する条例ではありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○7番（畑 武志君）

そうすると、今現在、まだトンネル化できておりませんが、現在あるものを撤去というような形も考えられるんですか。

例えば、奇抜な建物ができたと。これは町の景観にふさわしくないということが多分出てこようと思うんです。それについての撤去とかいうことはどのようになるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

景観条例というのが京都市の景観条例を皆さんイメージされてまして、京都市の場合は、例えば、光ったりするような看板であったり、そういったものは禁止とかですね、今あるものまで景観条例の基準に適合するうに撤去しなさいとか、全国一厳しいものなんですけども、そういったものを和東町で考えているものではなくですね、和東町では今後これからつくるものというものを規制しようと思ってます。

また、禁止という強いものではなくて、あくまでも事前の審査を受けて下さいねという事前の届け出ということ想定しておりまして、許可というのは禁止をすることの解除という意味であったりですね、新聞報道の中で事前許可とかいう言葉があっ

たんですけども、そういう禁止するようなことまでは我々は考えておりませんで、あくまでも届け出、しかも今後できるものというところで考えております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

これからのことなんですけど、これから建築していくのにもいろいろな制限がかかってくるのか、ないのか、それも私わかりません。これも十分にこれから説明していただきたいと思います。かかってくるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

これからの建物に関しましては、現状で今、平成27年度に景観計画というものをつくってございまして、現在、和束町は景観を保全していくという団体になっているものですから、実は今現時点で和束町は自由なものを建てれるかという、そうではないというのが、今、景観計画のほうになっております。

ただですね、景観計画で何でもかんでも建てられませんというふうにはなっているんですけども、じゃあ、事前の審査をどういうふうにした手続が定められているかとかですね、そういったものがまだですので、事実上は今、何も規制がかかってないと。

計画上は定められているけども、住民の皆さんは何も縛りがかかってないという状況なんですけども、それを今回、条例を制定することによって具体的なこれこれこういう一定規模以上の建物を建てる場合は事前に相談しに来てくださいねというような手続の方法とかですね、そういったものを具体的に定めていこうと思っております。

ですので、今後、条例ができて後は一応規制がかかるんですけども、その規制というのを何でもかんでも縛るようなものじゃなくて、本当に景観の前に大きな看板が建

って明らかに見ばえがよくないねとか、そういう誰しもがご理解いただけるような内容の規制にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

最後になります。

景観条例もこれから密になってくると思います。ところが、今現在、和東町の茶畑観光、私も農業してます関係上、見渡す限り今現在は放棄地はまだないと、私はこのように見えます。

しかし、一步裏へ入ると放棄地がかなりあります。この見えてる範囲の中でもどのようにして守るんかと。美しい村連合へ入ったんはこのお茶のおかげやと、茶畑の。これから高齢化になってまいります。あと10年、私のように10年が動けるか。とても動けないでしょう。そうすると、その畑は恐らく放棄地になってくる。これが一つの大きなこれからの問題になってくるんです。

さりとて、どのようにしたらいいのか、今、そんなん検討もつきません。何とかして守っていききたいという思いは現在持っております。しかし、人間です。あしたの命がわからないというようなことがあるわけです。これからどうしていったらええのかなと思うと、もう仕事なんてやめようかというような気持ちになるのも事実でございます。この辺をね、どないしていったらいいのかなど。もし、町長にお考えがあるのやったらひとつお聞かせいただきたいと思います。

これで最後にいたします。町長、ひとつその辺についての思いだけ聞かせてください。私、これを参考にしていきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきました畑委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

これは今、言われるように、和東町にとって少子高齢化、後継者問題というのは非常に大きな問題になっております。農家の平均が60歳後半から70歳前半まで動いてきている。高齢者が農業を担っておられる。その高齢者の後継者がなければその農家にとっては本当に大変な重荷になる。

和東町は従前からこの施策としては、今、始まったわけじゃないんですが、今までの取り組みとしては、いわゆる共同工場とか、ある程度の農家へ集積をかける。そして、各家で工場を持てなければ共同工場化していくということで今まで進めてまいりました。農協そのものも和東町だけが農協と一緒にあった共同工場を持っておりますが、そういう方向で施策を進めてまいりました。

しかし、それだけではいかん問題があります。

最近では、農業がなかなかできないということで援農対策も取り入れてます。先ほど景観が出ましたが、この生業景観が今いろんな日本遺産にもなっております。世界遺産に持っていこうと。それでまちづくりの根幹にしていこうというわけですから、この景観を守らんといかんわけですから、今、言われるように。高齢者でもってそれがなし得ないとなれば、やっぱりここは農地バンクというのがうまく充実してですね、もっとマッチングを進めていける制度の充実を図るとか、その後継者がなかったとしたかて農地はどこかへつなぐとかいう施策にもっと強化していかないといかんのかなど。

だから、和東町の景観条例は、先ほど課長は、何でもだめですよやなしに、むしろ農業振興をしていかないとこの景観を守れませんから、生業は、だから和東町の畑もあり、工場もあり、その生活がなっている、このままをつなげるような形をしていこうということになれば、一定の農業振興というのも大きな要素になってくると思えます。

それは先ほど言いましたように、マッチングの制度をどうするか、援農をどうする

か、それと集積をどうかけるか、こういうことであるのかと。そして、作業をもっとしやすいようにするとか、農道の件、今、トラック大きくなりましたけども、あれに合う農道整備もこれから大きな課題になると思います。これに応えられるようなところをやっていかないとなかなか守れないと、このように思っておりますので、この点に目を向けた施策を和東町ではとっていきたいと、このように思っているところです。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

それではただいまの畑委員の質問とかぶるところがあるかもわかりませんが、質問させていただきたいと思います。

今年度の予算につきましては、財政が非常に厳しい中、財政調整基金も大きく取り崩して、9,400万円という基金の取り崩しをされて取り組まれました。その中で、町長もただいまございました6点にわたっての施政方針をされました。その施政方針の前に昨年を振り返りを少しされました。

昨年はお茶の京都ということで、我が町においては茶畑ビューイングや茶畑ハウス、こういったことで非常に29年度は観光の伸び率が府内第2位であったという、そういううれしいお話もございました。それは本当に行政、また住民の皆さんが一体となって取り組んだその結果で第2に伸び率が上がったんじゃないかというふうに思っております。

そこでですが、この伸び率につきましてね、私の思いはそうなんですけども、地域力推進課長はどのように思っておられますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

観光入り込み客数の伸び率に関してでございますけども、和東町はですね、山城地域の中で観光振興という形で集客施設というのをやっていく中で、やはり一番に来るのは宇治というふうになるんですけども、そういった中で、宇治以外のところとなると一番に本当に和東町が出てきたりですね、ともすれば宇治よりも、人が一番集まっているところよりも、お茶の京都の場合はその山地ということで、茶畑景観というのは本当に至るところに出ましたので、やはりその認知度というのはすごく上がったのかなということが一番を考えております。

やっぱり和東町自体が京都府内の中でも非常にマイナーなところにあるのかなというところがありますので、そういった意味では、この和東町を少なくとも京都府全域に知らしめたというこの取り組みは非常によかったのではないかと考えております。

ただ、府内全体の観光入り込み客数で見ればですね、実は一番トップは、当然、京都市の5,500万人というのがありまして、その次、宇治市の550万人、そういった中で、実はワースト2位になるんですね。久御山町の次に悪いのが和東町で、この二つだけがまだ10万人を超えてないという状況であります。

ですので、本当に観光振興、人に来てもらうということは、和東町はまだ走り出したばかりだと思っております。今後、ターゲットイヤー、これが終わりました、これから我々がみずからの力で歩みを進めていかなければならないと。京都府の力をかりるのではなくて、我々がより自立して人を連れてくる施策を考えていかなければいけないという中でですね、やはりこの伸び率というのは非常に大きな励みになりますし、今後にもつながるものだというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

本当にお茶の認知度が高まったという、こういうことであるということで、それで、

観光のDMOのことが新聞にも会議の様子が出ておりました。そこで一同に言われていたのは、京都府南部として交通の便が非常に悪いと。タクシーで回る、そういうシステムもまだできていない。その中で公共交通を使つての観光は非常に厳しいというような中で、今後やはり交通が非常に課題になってくるというような記事が出ておりました。やはり私もそう思うんです。

ここに来てくださいといひましても、公共交通、バスしかありません。来ていただいたら何とかそこはということで去年はゴルフカートを走らすというようなこともやりましたけども、これからですね、今年度はその辺をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

確かに、公共交通の面というのでは、電車の駅がないというのは非常にハンディキャップを持っていると思っております。

ただですね、今の観光というのをどこにターゲットを置くかというのは一つ考え方であると思うんですけども、実は山城地域というのは乙訓含めると70万人の人口がいるんですね。さらに奈良市というのは36万人。京都市の南のほうの伏見区も30万人とか、そういうのを足していくとですね、和東の周辺には実は200万人の人がいるという巨大マーケットを持っているわけなんですね。その人たちというのはどういうふうにして和東に来られるかということを見ると、やはり車になってくると思います。

ですので、遠くのところから人を呼んでくるんだったら公共交通機関というのは大事ですけども、近所から人を呼んでくる、それでも十分、町はにぎわうと思ひますんで、そういうターゲットを絞るというのは一つの考え方かなと思ひておひまして、車

でも十分来ていただけるようにできればというふうに思っています。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

地形的には近畿のへそという近畿のど真ん中に当たるという言い方をされましてね、非常にいつ生かされるんかなていうような思いでございましたけども、関空からも近い、そして京都駅からも近いというような、これからのキャッチフレーズはそういうふうに変っていくのかなど。それはトンネルが完成してからのことでもございますが、近くはですね、そういった遠い目標と、それから今年度はゴルフカートをどういうふうに活用されるか、その辺どういうふうに思っていらっしゃいますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ゴルフカートについてでございますけども、実は今年度中に和東町に届く予定だったんですけども、陸自の関係で、許認可の関係で、電気自動車の場合は静か過ぎて事故になるというのがありまして、基準が変わって音を出す設備というのをつけなきゃいけないと。それがないとナンバープレートの発行ができないという、そういう課題が出てきまして、その関係で、恐らくその開発が終わってからの納品になろうかと思っております。ですので、鋭意急いでもらうんですけども、そうなってしまえばお茶のシーズンというのが一段落した8月ごろに導入されることになのかなというふうに思っております。

その後の話なんですけども、今、京都府と相談しているのが、何とか料金をとっての運行ができないかということで、今、相談しておりまして、今のところはこれから地元の交通機関との協議というところがあるんですけども、やり方としては、白タクに

ならずにお金をとる方法というのがあることはあるということですので、その道を探
っていきながらお金をとらないと、やはり自活というのは非常に難しいと思ってお
りますので、そこも府と相談して、導入ご後の運行法方法というのを探って、今のと
ころ日本に14台しかない公道を走れるゴルフカートですので、観光の目玉になる
と思いますので、うまく有効活用できるようにしていきたいと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

お茶の時期は厳しいかなという思いもいたしますが、民間の雇用というようなこと
も検討していただく余地があると思っておりますのでね、その辺もあわせて検討
いただけたらいいかと思っております。

もう1点は町長にお尋ねしたいんですけども、今回、町史の編さん、第2巻に向け
て大きくかじを切られました。22年間この事業ができなくて、住民の方からも、外
に向かってはすばらしい観光とか、いろんなことをやっておられるのに、内に向け
ての基本となる基本姿勢といいますか、今後、孫末代まで残していく和東の町史、
それが非常に大事なことであるというふうにも言われましてね、本当に今だとい
うそのときを感じてこういうふうに取り組んでいただけるようになったと思ってお
ります。

しかし、1年や2年でできるもんでもございませんし、広報によりますと38年
までかかる。あと8年間ぐらいはじっくりと取り組んでいかれるということでござ
いますが、私たちもこの件につきましては議場で一回も説明を受けておりません。
ですので、これは「れんけい」のほうで記事として読ませていただきました。で
すから、町長の町史にかける思い、もうそのころは町長も町長でないかもわか
りません。しかし、孫末代のために、きちっと子孫のために残していくんだとい
う、そういう町長の思いをここで聞かせていただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

竹内委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問にもありましたように、この町史は1巻が発刊されておってですね、2巻目がいつなんかいつなんかということで待っておられる住民の方が多くおられました。また、やはり和東町の町史は大事だから、早くつくらんとだめだねというのは多くの住民の方からいただきました。

特にどこの町村にとっても町史というのはまちづくりの根幹になっております。住民の誇りにもなります。これからのまちづくりにとっては大変大事なものであるということは、これは皆さんも認めておられるものであると。そのように考えますと、これは避けては通れない。

それと、もう一つは、これに手をかけると大変たくさんの年数も要りますし、非常に期間がある。そして、いろんな人のご協力をいただかないといけないと、こういうことであります。

ことしは何とかこういう方向で行きましょうという方向を示すということで、この年度ではまずその業務として教育委員会に委託、そして、そこに歴史の町史編さん室を設ける。そして、体験交流センター1室に根拠となる場所を設けるというのが29年度でした。

そして、施設ができたからといって、なかなかできるもんじゃありませんので、京都府立大学と提携を結びました。京都府立大学と一緒にこのまちづくりをこれから進めていこうという29年度は第一歩を踏み出させていただきました。30年度からは、これはいろんな聴取業務があったり、資料を集めたりとか、こういったことにこれから実質初年度になるのではないかなというように思っております。

こういう意味で、私はこの思いというのは、先ほど住民の強い声もありましたように、まちづくりの根幹だということで、これは一日も早いこと仕上げていかなきゃな

らんと。

これについては、非常に厳しいときですけれども、惜しむことなくこれに着手すると、
こういうことで踏み出させていただきました。これについては住民の皆さんのご理解
なくしてなかなか進むものではありませんので、これからが本番でありますので、皆
さん方とともに和東町史をですね、和東町の歴史を振り返るといいますか、そういう
ものに目を向けていけるようなこれからの地域づくりの一端になればなど、このよう
に思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

これで終わりますが、本当に23年度以降はですね、第5次総合計画にも入ってお
ります。そういったところにやはりこのまちづくりの根幹、骨太というのがこの町史
にあらわれてくると思いますのでね、その辺しっかり取り組んでいただきますことを
希望いたしまして、また、あす続きさせていただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会し
たいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、あす13日午前9時30分より本議場で開会いた
しますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 4時24分 延会

平成 30 年 3 月 30 日

予算特別委員会委員長 岡田 泰正